

新見市男女共同参画基本計画

第3次

にいみ男女共同参画  
プラン

～男女が共に輝く社会～



新見市

## はじめに



人口減少・少子高齢化や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く生活環境は著しく変化しています。とりわけ、人口減少・少子高齢化の進行は労働人口の減少や、地域コミュニティの機能低下など、市民の暮らしや地域社会全体に大きな影響を及ぼします。

こうした中、豊かで活力があり、持続可能な社会を作るためには、女性と男性が性別にかかわらず対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いにその人権を尊重しながら、喜びも責任も共に分かちあえる男女共同参画社会を実現することが求められています。

その実現に向け、本市では、行政、市民、事業者および地域がそれぞれの立場で協働、連携して取り組むために、「第3次にいみ男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、本計画に基づき「男女が共に輝く社会」を実現するため、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りながら、計画の推進に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました新見市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様や関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

新見市長 石 垣 正 夫

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念と目標	2
2	計画の性格	3
3	計画の期間	3

## 第2章 計画策定の背景

1	世界の動き	6
2	日本の動き	6
3	岡山県の動き	8
4	新見市の取組	9
5	女性を取り巻く社会の状況	9

## 第3章 施策の基本目標

1	計画の体系図	12
2	計画の内容・具体的施策	14
	<b>基本目標Ⅰ</b> あらゆる分野への男女共同参画の促進	14
	重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進 (新見市女性活躍推進計画)	14
	重点目標2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進	16
	重点目標3 国際化社会に対応する男女共同参画の推進	18
	<b>基本目標Ⅱ</b> 男女共同参画社会に向けての意識づくり	19
	重点目標1 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し	19
	重点目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	21
	重点目標3 新見市男女共同参画プラザの充実	22
	重点目標4 男女共同参画を推進する市民団体との協働	23
	<b>基本目標Ⅲ</b> 男女共同参画社会のための働く環境づくりや仕事と生活の調和 (新見市女性活躍推進計画)	24
	重点目標1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	25
	重点目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	27
	重点目標3 家族経営的な職業における男女共同参画の確立	31
	<b>基本目標Ⅳ</b> 男女の人権が尊重される社会づくり	32
	重点目標1 メディアにおける人権の尊重	32
	重点目標2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 (新見市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)	33
	重点目標3 生涯を通じた健康等の支援	37
	重点目標4 複合的な困難を抱える人への支援	39

## 第4章 計画の推進

1	庁内推進体制の充実	42
2	市民参画による推進	42
3	計画の進行管理	42
4	関係機関との連携	42
5	男女共同参画施策推進拠点の充実	42

# 第1章

## 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念と目標

男女の権利の平等を前提とした「男女共同参画社会基本法」及び「新見市男女共同参画まちづくり条例」の趣旨を最大限尊重し、次の基本理念を掲げます。

### 男女の人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されると共に、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されること。

### 社会における制度または慣行についての見直し

性別による固定的な性別役割分担意識をなくし、社会における制度・慣行が、男女の社会における活動に対して、中立的なものとするよう配慮されること。

### 政策・方針の立案及び決定過程への共同参画

市政はもとより、企業、団体等の政策・方針の立案及び決定の場において、男女が平等な立場で参画する機会が確保されること。

### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互の協力の下に、それぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。

### 国際的協調

男女平等の推進が、国際社会での取組を十分理解して行われること。

新見市では、これらの基本理念のもと、これまでに策定・実行してきた計画の内容を継承しつつ、その課題や市民意識調査の結果を踏まえながら、平和、平等及び創造を基調とした活力ある豊かな地域社会の実現に向けて、女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力が十分発揮できる社会「男女共同参画社会」の実現に努めます。

この計画は、市と市民が共に築き、男女共に輝くことができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

### ～男女が共に輝く社会～

#### 男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

---

---

## 2 計画の性格

---

---

この基本計画は「男女共同参画社会基本法」及び「新見市男女共同参画まちづくり条例」に基づき、新見市に住み、働き、学ぶ全ての人々が性別に関わりなく自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、互いにその人権を尊重しながら喜びも責任も共に分かちあう男女共同参画社会の早期実現のため、市民・企業・行政が協働して取り組む基本的指針となるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」により、配偶者暴力防止のための基本計画策定が市町村の努力義務とされたことを受け、本計画の〈基本目標Ⅳ〉男女の人権が尊重される社会づくりの重点目標2に掲げる「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」を、配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づき、「新見市配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に位置づけます。

さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が2015（平成27）年8月に成立し、市の区域内における「女性の職業生活における活躍についての推進計画」の策定が市の努力義務とされたことを受け、本計画の〈基本目標Ⅰ〉あらゆる分野への男女共同参画の促進の重点目標1「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」及び〈基本目標Ⅲ〉「男女共同参画のための働く環境づくりや仕事の調和」を、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づき、「新見市女性活躍推進計画」に位置づけます。

本計画は現在の社会状況や市民ニーズ等を反映させるべく、「新見市男女共同参画審議会」からの提言、市民意識調査やパブリックコメントを行い、策定したものです。

---

---

## 3 計画の期間

---

---

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。



# 第2章

## 計画策定の背景

## 1 世界の動き

国際連合は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とし、「平等・発展・平和」をテーマに「世界行動計画」を定め、続く1976（昭和51）年から10年間を「国際婦人の10年」として、男女平等や女性の地位向上のため世界規模での運動を展開しました。

また、1979（昭和54）年国連総会においては、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1985（昭和60）年に日本も批准しました。さらに、同年ナイロビ世界会議において、「国連婦人の十年」の評価を行い、目的達成のための世界行動計画を2000（平成12）年まで延長させる「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が、今後の長期的活動計画のガイドラインとして採択されました。1995（平成7）年には北京において世界女性会議が開催され、2000（平成12）年までに各国及び国際社会が解決すべき12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

これに続き、2000（平成12）年にはニューヨークにおいて、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、女性への暴力に対処する法律の整備などが盛り込まれました。

2015（平成27）年にはニューヨークにおいて、第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が開催され、北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的な実施を加速し、2030（平成42）年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することが宣言され、採択されました。

年表(世界の動き)

年号	事項
1975(昭和50)年	国際婦人年 国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催し、「世界行動計画」採択
1979(昭和54)年	第34回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
1985(昭和60)年	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」採択
1995(平成7)年	「北京宣言及び行動要領」採択
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」
2015(平成27)年	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」

## 2 日本の動き

国内では戦後、婦人参政権の実現と共に日本国憲法に法の下での平等が明記され、女性の法制度上の地位は、抜本的に改善されました。

その後わが国の取組は、国連の動きと連動して進められ、「世界行動計画」を受けて、1975（昭和50）年婦人問題企画推進本部が設置され、1977（昭和52）年、今後10年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」が策定されました。この間、民法及び国籍

法の改正、男女雇用機会均等法の制定、男女共修に向けた家庭科教育のあり方の検討が進められ、1985（昭和60）年「女性差別撤廃条約」を批准しました。

1987（昭和62）年には、ナイロビ将来戦略を取り入れた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991（平成3）年には、行動計画の第1次改定が行われ、具体的施策に従って男女共同参画への取組が始まりました。

1994（平成6）年には、内閣に男女共同参画推進本部が設置され、1996（平成8）年「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999（平成11）年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この基本法に基づき、2000（平成12）年12月「男女共同参画基本計画」を策定すると共に、2001（平成13）年1月の中央省庁再編にあたり、男女共同参画に関するセクションとして内閣府に「男女共同参画局」が設置され、体制が強化されました。

この間、法的な整備としては、2000（平成12）年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、2001（平成13）年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が成立し、法律面での女性の人権の保護が進められています。

さらに、2007（平成19）年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2015（平成27）年8月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、同年12月には、あらゆる分野における女性の活躍等を盛り込んだ「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

年表(日本の動き)

年号	事項
1975(昭和50)年	「婦人問題企画推進本部」設置
1977(昭和52)年	「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定
1985(昭和60)年	「女性差別撤廃条約」批准
1986(昭和61)年	「男女雇用機会均等法」の施行
1987(昭和62)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1994(平成6)年	「男女共同参画推進本部」設置
1996(平成8)年	「男女共同参画2000年プラン」策定
1999(平成11)年	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000(平成12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立
2001(平成13)年	「男女共同参画会議・男女共同参画局」設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」成立
2007(平成19)年	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2015(平成27)年	「女性活躍推進法」成立、「第4次男女共同参画基本計画」策定

### 3 岡山県の動き

岡山県では、世界や国の動きにあわせ、1979（昭和 54）年に婦人問題担当窓口を県民課に設置し、また、県下の 56 団体からなる「岡山の婦人問題を考える会」が発足し、初めて女性問題が提起されました。

1991（平成 3）年「第 4 次岡山県総合福祉計画」の中で、「女性」の項目が設置され、重要施策として位置づけられました。1993（平成 5）年には、「婦人青少年対策室婦人企画班」が「女性青少年対策室女性政策課」に組織替えされ、男女共同参画の実施に向けての取組が強化されました。1996（平成 8）年、県政の最重要課題である女性政策の一層の充実を図るため「男女共同参画社会の実現をめざして」が策定され、翌年には、全庁的組織「岡山県男女共同参画推進本部」が設置されました。

その後、国内外に新たな動きが見られる中、1999（平成 11）年、男女共同参画社会の実現に向け、その拠点となる施設「岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）」が開設されました。

2001（平成 13）年には、少子・高齢化、国際化、情報化など新たな展開を受けて「おかやまウィズプラン 21」（平成 13～17 年度）が策定され、さらに 6 月には、男女共同参画社会基本法を踏まえ、地域性を考慮した男女共同参画推進施策を展開するため「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が制定されました。

2002（平成 14）年 4 月には、配偶者暴力防止法に基づき、「ウィズセンター」と「女性相談所」の 2 か所を配偶者暴力相談支援センターに位置付け、被害者の保護、自立に向けた支援などの体制が整備されました。2005（平成 17）年には、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現を目指した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

2016（平成 28）年 3 月には「第 4 次おかやまウィズプラン」が策定されました。

年表(岡山県の動き)

年号	事項
1979(昭和54)年	岡山県の婦人問題担当課を「県民課」に位置付ける、「岡山の婦人問題を考える会」発足
1993(平成5)年	「女性青少年対策室女性政策課」新設
1996(平成8)年	「男女共同参画社会の実現をめざして」策定
1999(平成11)年	「岡山県男女共同参画推進センター」(愛称:ウィズセンター)開館
2001(平成13)年	「おかやまウィズプラン21」策定、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」公布
2002(平成14)年	「ウィズセンター」と「女性相談所」の2か所を配偶者暴力相談支援センターに位置付け
2005(平成17)年	「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定
2016(平成28)年	「第4次おかやまウィズプラン」策定

---

---

## 4 新見市の取組

---

---

新見市は、2005（平成17）年3月31日に1市4町（新見市・大佐町・神郷町・哲多町・哲西町）が合併し、新生「新見市」が誕生しました。

合併と同時に、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、平和、平等及び創造を基調とした活力ある豊かな地域社会の実現を目指した「新見市男女共同参画まちづくり条例」を施行すると共に、「新見市総合振興計画」の中にも、「男女共同参画」の項目を設けるなど、男女共同参画によるまちづくりの推進に努めることとしています。

そして、新見市に住み、働き、学ぶすべての人々が性別に関わりなく自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、互いにその人権を尊重しながら喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の早期実現のため、市民・企業・行政が共同して取り組み、基本指針となる「にいみ男女共同参画プラン」を、2016（平成28）年に「第3次にいみ男女共同参画プラン」を策定しました。

また、男女共同参画問題に関するさまざまな情報の収集、グループ・団体の情報交換や活動の支援、相談業務を行うため、「新見市男女共同参画プラザ」を設置すると共に、市民からの公募による編集委員により、男女共同参画情報紙「りぼん」を発行しています。

---

---

## 5 女性を取り巻く社会の状況

---

---

### 社会経済状況の変化

我が国では、戦後の復興期から高度成長期にかけて著しく経済が発展してきました。その間、農業中心の産業から工業中心へと移行し、経済が発展し社会が豊かになる中で、所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などが進みました。

こうした中、人権意識の高まり、とりわけ女性の地位向上に対する意識の高まり、女性の高学歴化、社会参加が進み、共働き世帯が多くなったほか、ひとり親世帯が増えるなど家族形態も多様化しています。

また、インターネットを始めとする情報通信ネットワークの進歩によって、多様な情報をもとに生活を送る人が増え、人々の価値観は、物の豊かさから心の豊かさを求める傾向に変化し、働き方を見直すワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの考え方も浸透しつつあります。

このような状況変化の中で、正社員と派遣社員など雇用形態によって賃金格差が生じ、また、女性が比較的パートタイム労働に多く就いていることから、男女間の収入格差が広がっています。

### 少子高齢化の進行

我が国は生活環境の改善や医学の進歩により世界有数の長寿国となりました。しかし、晩婚化などにより少子化が急速に進展しており、女性一人が産む子どもの平均数をあらかず合計特殊出生率が低下するなど我が国の人口は2008（平成20）年をピークに減少に転じてお

り、今後一層、少子化と高齢化が進行すると見込まれています。

また、労働力の指標となる生産年齢人口（15～64歳）は1995（平成7）年をピークに総人口より速いペースで減少しています。

このような変化は、経済の供給面と需要面の双方にマイナスの影響を与え、中長期的な経済成長を阻害するほか、年金、医療、福祉等における現役世代の負担を増大するなど社会経済全般にわたり、大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

## 意識の変化

法制度上での男女平等には一定の進展が見られ、市民意識調査において「現在の学校教育における男女平等に関する教育について」の項目で「行われていると思う」の回答が半数を超えているなど、意識の変化に寄与してきていると思われます。特に男性の意識に変化が現れてきていますが、実際にはまだまだ、男女の役割に対する固定的な考えが根強く残っています。

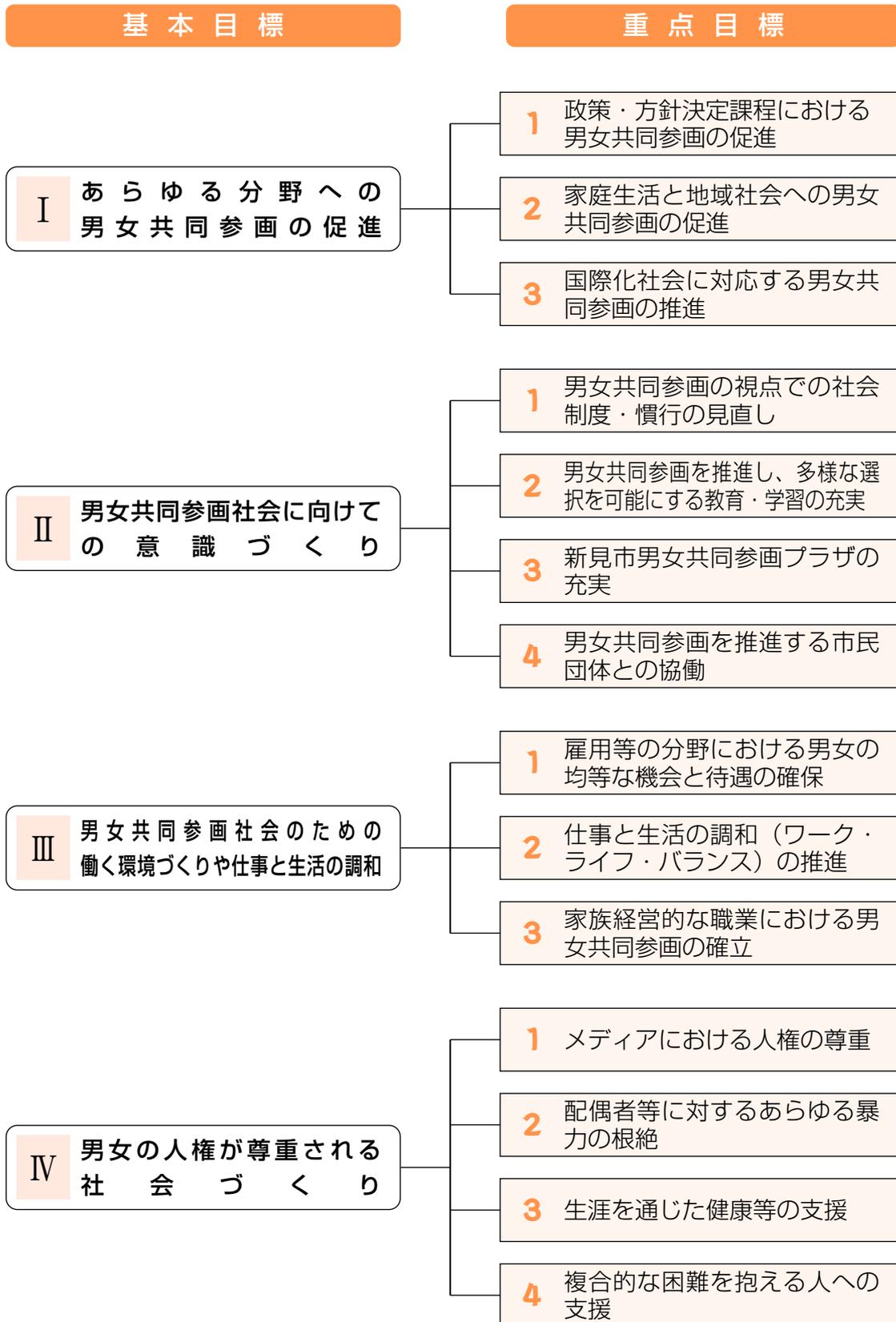
女性が職業に就くことについて、「子どもができて働き続ける方がよい」との考えが増加している中で、現実の生活では家事や育児、介護の負担の多くを女性が担っている状況は大きく変わっていません。また、社会においても女性が働きやすい状況にあると思っている人は半数に満たない状況にあります。

意識の変化がある一方で、根強く変わらない慣行や制度の普及が進んでいないことが、結果として女性の自由を狭めたり、自立を妨げていると考えられます。

# 第3章

## 施策の基本目標

1 計画の体系図



## 具体的施策

- (1) 行政における女性の参画促進
- (2) 企業、地域団体等における女性の参画促進

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 地域社会における男女共同参画の促進
- (3) 防災における男女共同参画の促進

- (1) 国際交流・国際協力活動の推進
- (2) 異なる文化を認め、多文化共生をめざす意識づくり

- (1) さまざまな機会と方法による啓発活動の充実
- (2) 市職員・教職員に対する研修の充実

- (1) 学校等における男女平等教育の推進
- (2) 社会における男女平等を推進するための学習の充実

- (1) 男女共同参画を推進する拠点施設としての環境の充実

- (1) 男女共同参画のための市民活動への支援
- (2) 市と市民・事業者等との連携

- (1) 労働に関する法律・制度の周知
- (2) 女性の能力発揮への支援
- (3) 女性の妊娠・出産に関する健康管理対策の促進
- (4) 多様な働き方への支援

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- (3) 介護支援体制の充実・整備

- (1) 農林漁業及び自営の商工業者における男女共同参画の推進

- (1) メディア・リテラシーへの取組
- (2) 行政刊行物等の表現における男女平等の推進
- (3) 高度情報社会における新たな課題への対応

- (1) 女性に対する暴力の発生を防ぐための基盤づくり
- (2) あらゆる暴力への対策

- (1) 性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透
- (2) 生涯にわたる健康増進対策の包括的支援の促進
- (3) 妊娠・出産等に関する健康支援

- (1) 高齢者、障がい者等の健康と社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭等の自立支援
- (3) 性的指向と性別違和に関する理解の促進
- (4) 外国人が安心して暮らせるための支援

## 2 計画の内容・具体的施策

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現には、男女が対等なパートナーとして、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことが求められています。しかしながら現実には、女性は政治・経済等の分野で、男性は家庭生活の分野でそれぞれ参画が十分ではない状況にあります。

また、活動の分野や関わり方にかかわらず、リーダーや役員等の地位の多くが男性によって占められるなど、女性の能力発揮への適正な評価がなされていない状況も見受けられます。

このような状況を見直し、生き生きと暮らしやすい社会を創るためには、男女が共にあらゆる分野に参画し、主体的に活動する必要があります。

このため、行政はもとより、関係機関・団体・企業等へも働きかけて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めると共に、地域活動や国際交流などあらゆる分野に男女が共に参画しやすい環境づくりを促進します。

### 重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進（新見市女性活躍推進計画）

国会、地方議会、審議会等の委員などの女性割合は、年々向上していますが、半数には及びません。また、行政機関、民間企業とも管理職に占める女性割合についても、依然として低い状況です。

多様化する社会ニーズに応えるためには、あらゆる立場や経験を持つ男女が政策・方針決定の場に参画することが必要とされています。しかし、公的、私的を問わず意思決定過程への女性の参画は著しく少ないのが現状です。平成27年度の本市の審議会等における女性委員の割合は27.1%であり、女性委員を含まない委員会もあるため今後も登用促進への努力が必要です。

政策や方針に基づき実施される施策や事業の対象者の半分は女性であることから、あらゆる意思決定過程に男女が平等に参画できる機会を確保するため、ポジティブ・アクション(☆)を実施するなど、地域社会や職場などあらゆる分野における男女共同参画の実現に努めます。

#### ☆ ポジティブ・アクション

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のことで、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

具体的施策

(1) 行政における女性の参画促進

施策の内容	主な担当課
女性委員がない審議会等の解消、女性の積極的な登用の促進	関係各課
農業委員における女性の積極的な登用の促進	農業委員会
女性職員・教職員の任用、管理監督者への登用及び職域拡大の促進	総務課 学校教育課
女性職員等の能力開発のための研修機会の充実	総務課
女性の人材に関する幅広い情報収集、活用の促進	企画政策課

数値目標

項目	策定時	平成32年度
市職員の女性管理職比率※	28.8%	30%
審議会等委員の女性比率	27.1%	30%

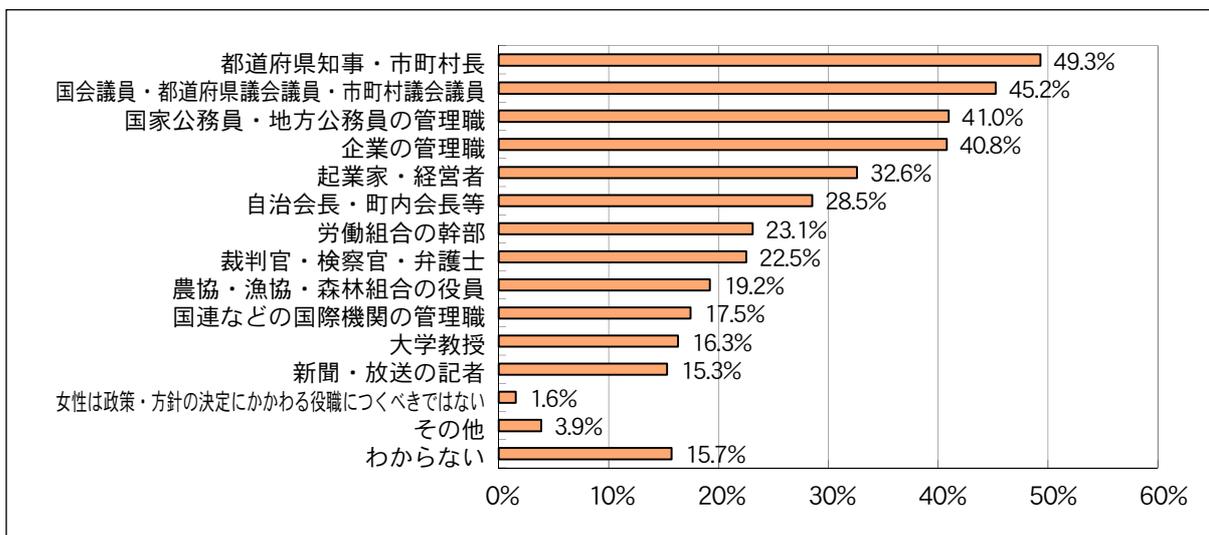
※消防職を除く

具体的施策

(2) 企業、地域団体等における女性の参画促進

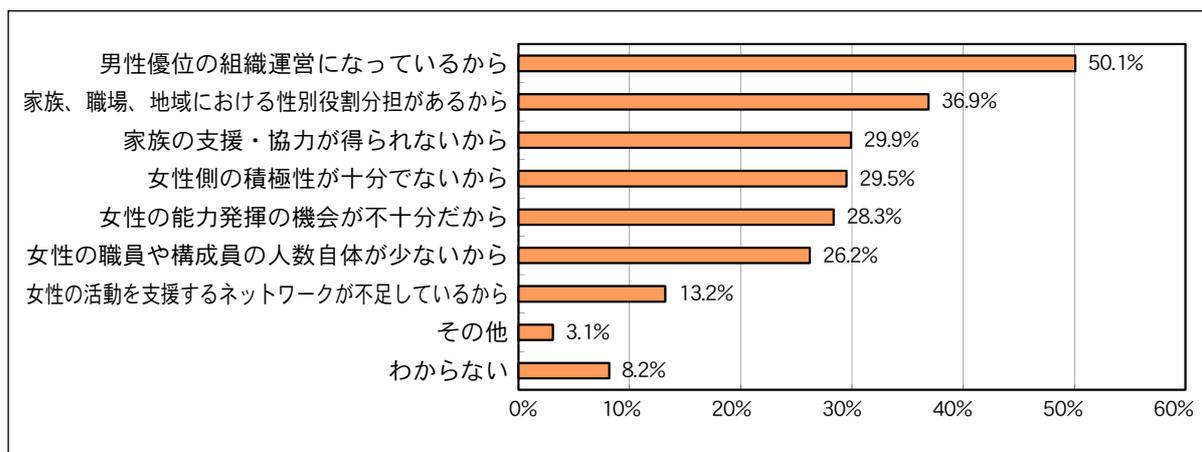
施策の内容	主な担当課
あらゆる分野での方針決定の場に男女共同参画の考えが浸透するよう企業、地域団体等への啓発活動の促進	企画政策課 商工観光課 関係各課
企業、地域団体等に対してポジティブ・アクションの取組や導入方法などの情報提供の推進	企画政策課 商工観光課 関係各課

◀図表 今後女性がもっと増えるほうが良いと思う政策・方針の決定にかかる役職について▶



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

《図表 政策・方針の決定にかかる役職に女性があまり進出していない理由について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査（H27）】

**重点目標2** 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進

家庭や地域での男女共同参画を進めるためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭や地域に対してお互いに責任を持ちながら、各種の地域活動に参加していくと共に、地域社会でのさまざまな方針決定の場への女性の参画によってパートナーシップを築いていくことが求められます。

女性が主に担っている育児や介護、地域ボランティア等の社会活動にも、男性と女性が共に参画できるような環境づくりを職場・家庭・地域において進めます。

また、災害時における男女のニーズの違いなどに配慮するなどのため、男女共同の視点を取り入れて防災対策に取り組みます。

**具体的施策** (1) 家庭生活における男女共同参画の促進

施策の内容	主な担当課
育児・介護等の家庭生活に関する学習機会への男性の参加拡大の推進	こども課 福祉課 介護保険課 健康づくり課
男性による料理・洗濯など、日常生活に必要な知識と技術を習得する学習機会の提供	健康づくり課 生涯学習課

具体的施策

(2) 地域社会における男女共同参画の促進

施策の内容	主な担当課
ボランティア活動やNPO(☆)活動といった社会活動への市民の積極的な参加を促進するための情報提供や啓発の推進	企画政策課 生涯学習課
生涯学習センター・公民館事業等の実施による積極的な地域活動への参加推進	生涯学習課
環境保全活動への参画の推進及び啓発	生活環境課

☆ NPO

行政・企業とは別に男女共同参画をはじめとして、まちづくり、環境などさまざまな分野で社会的活動を行っている民間非営利組織のこと。

具体的施策

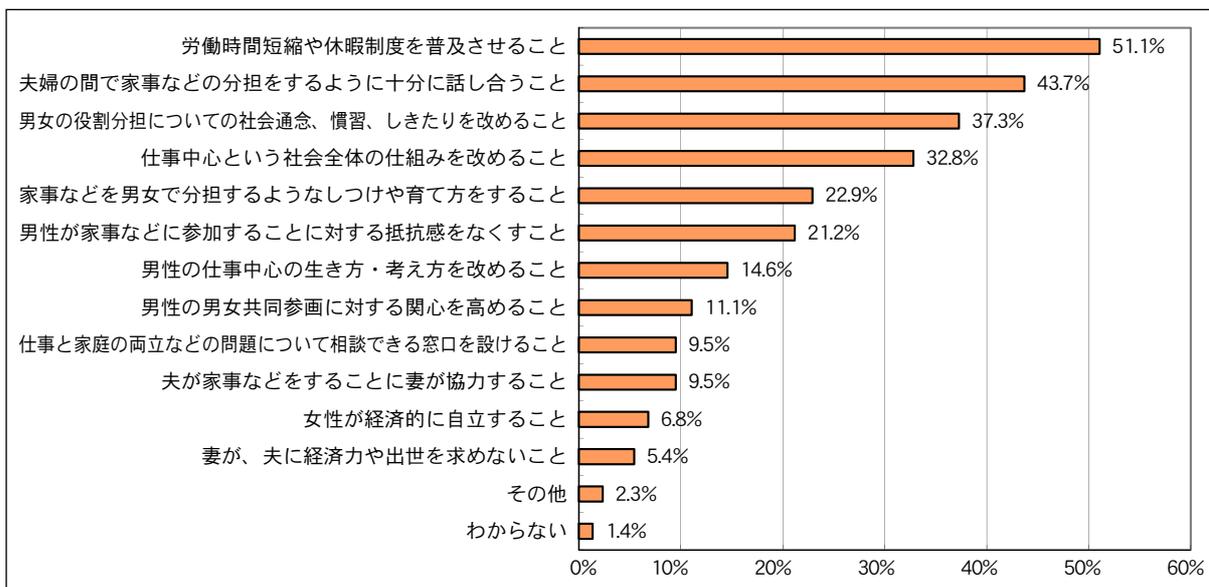
(3) 防災における男女共同参画の促進

施策の内容	主な担当課
自主防災組織、地域での防災活動への女性参画の推進	総務課
女性の視点も取り入れた防災活動についての啓発	総務課
機能別消防団員、女性消防団員の充実	消防本部

数値目標

項目	策定時	平成32年度
女性防災士の人数	2人	10人
女性消防団員の人数	84人	104人

《図表 今後、男女がともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査(H27)】

### 重点目標3 国際化社会に対応する男女共同参画の推進

情報通信技術（ICT）や輸送手段の発達により、世界中の国や地域との情報交換、人や物の移動にかかる時間が飛躍的に短縮されました。このことは人々の意識に大きな影響を与え、市民の暮らしも直接世界の動向と結びつく時代となりました。男女共同参画社会を実現するためには、国際社会の取組の成果や経験を十分活用し、他の国々の女性問題や男女共同参画について理解するための世界的視野を広げなければなりません。

特に「世界女性会議」の目標として掲げられる「平等・開発・平和」や環境問題に対しては、だれもが地球上で生活するひとりの人間としての役割と貢献について考える必要があります。

このことから、姉妹都市をはじめ諸外国との国際交流推進に努めます。

#### 具体的施策 (1) 国際交流・国際協力活動の推進

施策の内容	主な担当課
女性の人権に関する国際的な条約・制度等の情報や資料の収集・提供	企画政策課 総務課
国際交流事業への女性の参画促進	総務課
市の女性職員・教職員等の国際交流・国際協力活動の推進	総務課 学校教育課

#### 具体的施策 (2) 異なる文化を認め、多文化共生をめざす意識づくり

施策の内容	主な担当課
異文化理解のための講座・交流機会の充実	総務課 生涯学習課
幼児、児童・生徒に対して、国際理解を深めるための機会づくり及び国際理解教育の推進	学校教育課

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される一方で、性別による固定的な役割分担意識は、家庭・地域・職場などさまざまな場面に根強く残っています。

このような状況から、男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりが自らの課題として、身近なところからその実現に向けて意識啓発に取り組む必要があります。

そのため、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しについての普及・啓発活動を推進していくと共に、女性のエンパワーメント(☆)促進や人権尊重と男女平等を推進する教育・学習環境の充実を図っていきます。

また、男女共同参画をめぐる問題解決に向けて「新見市男女共同参画プラザ」の機能充実や男女共同参画を推進している団体や地域活動を行っている団体等とのネットワーク化を推進するなど総合的な推進体制の強化に努めていきます。

### ☆ エンパワーメント(力をつけること)

各々が本来持っている力を引き出し問題解決の方法として自らの中に力を蓄え積極的に行動すること。特に、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

## 重点目標1 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し

法律や制度上では男女平等になっていたとしても、人々の意識の中に「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識や男性優位の考えがあれば、女性や男性の行動を制約するものとなり、とりわけ女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の障害となります。

固定的な役割分担意識や性差に関する偏見については、時代と共に変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあります。

社会におけるあらゆる事柄について、ジェンダー(☆)の視点で見直し、さまざまな機会を捉えて意識啓発を行う必要があります。

また、男女共同参画意識の醸成を図るための講座への参加者は女性と比べ男性の割合が少ない傾向にあります。これからは男性や若者世代、特に現在子育て中の男性向けの啓発を推進します。

### ☆ ジェンダー

社会的・文化的に形成された性差のことで、誕生と同時にみられる男性・女性の「生物学的ないし生理学的な差異に基づく性別(セックス)ではなく、成長過程で家族や社会から教えられ、後天的に身につけていく行動や態度のこと。

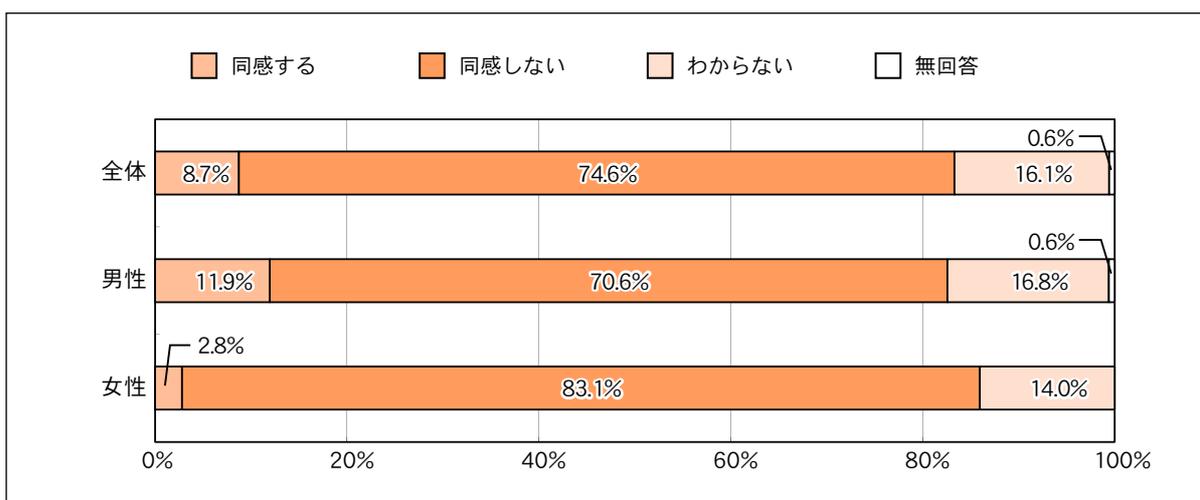
**具体的施策** (1) さまざまな機会と方法による啓発活動の充実

施策の内容	主な担当課
講演会やフォーラム等による啓発・講座等による学習機会の提供と男性の参加促進	企画政策課
多様な媒体(広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ等)による広報活動の充実	企画政策課
人権週間・男女共同参画週間等あらゆる機会を捉えた啓発活動の推進	企画政策課 関係各課
高校生や大学生など、若い世代を対象とした講演会や出前講座等による啓発活動の推進	企画政策課
男女共同参画に関する市民意識調査や事業所を対象とした女性労働者に関する調査の実施	企画政策課 商工観光課

**具体的施策** (2) 市職員・教職員に対する研修の充実

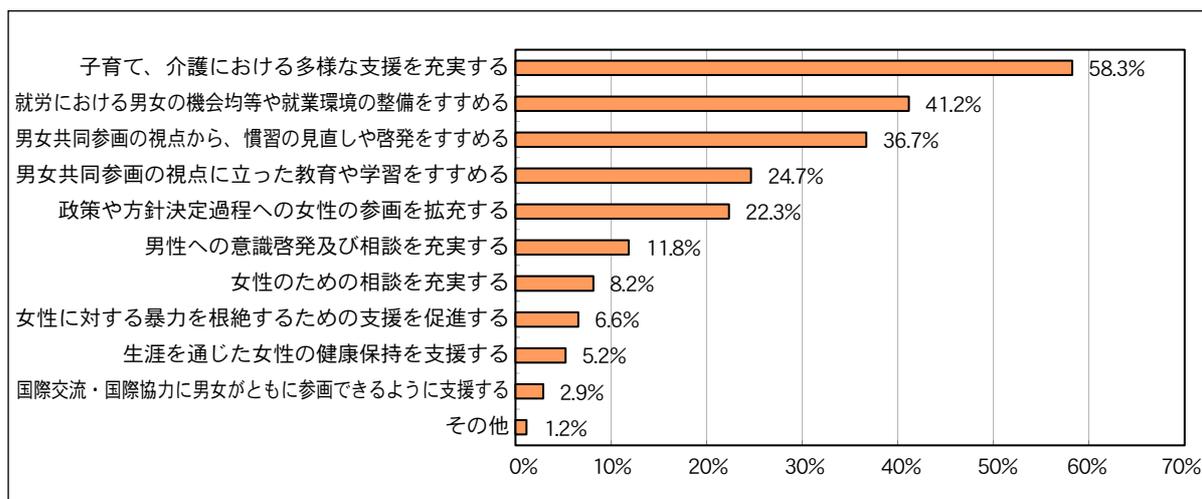
施策の内容	主な担当課
市職員・教職員を対象とした男女共同参画に関する研修や啓発	総務課 企画政策課 学校教育課
男女共同参画の視点から見た組織内の制度や慣習の見直し	関係各課

《図表 「男は仕事、女は家庭」という考え方について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

《図表 今後、市が力を入れていくべきだと思うこと》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査（H27）】

**重点目標2** 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

人間の人格形成が始まる幼児期から適切な人権意識や男女平等観を育てていく必要がありますが、そのために教育の果たす役割は非常に重要です。

学校教育及び社会教育においては、男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めると共に、男女共一人ひとりに自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育が必要です。

男女が共にそれぞれの生き方・能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習を推進します。

また学校、家庭、地域で行われる教育や学習において、男女共同参画を進めるものとなるよう、家庭や地域への啓発と共に、男女平等教育を推進します。

**具体的施策** (1) 学校等における男女平等教育の推進

施策の内容	主な担当課
幼稚園、小・中学校での男女平等に関する指導の充実	学校教育課
教職員(保育士等を含む)を対象とした人権意識の高揚及び男女共同参画社会の理念の普及に関する学習機会の提供	学校教育課 こども課
大学等高等教育機関に男女共同参画社会の形成に関する専門知識習得のための公開講座等開催の要望	企画政策課 総務課
女性の参画が進んでいない分野についての理解と多様な進路選択のための情報提供	学校教育課
保護者向け家庭教育資料の作成、活用	学校教育課

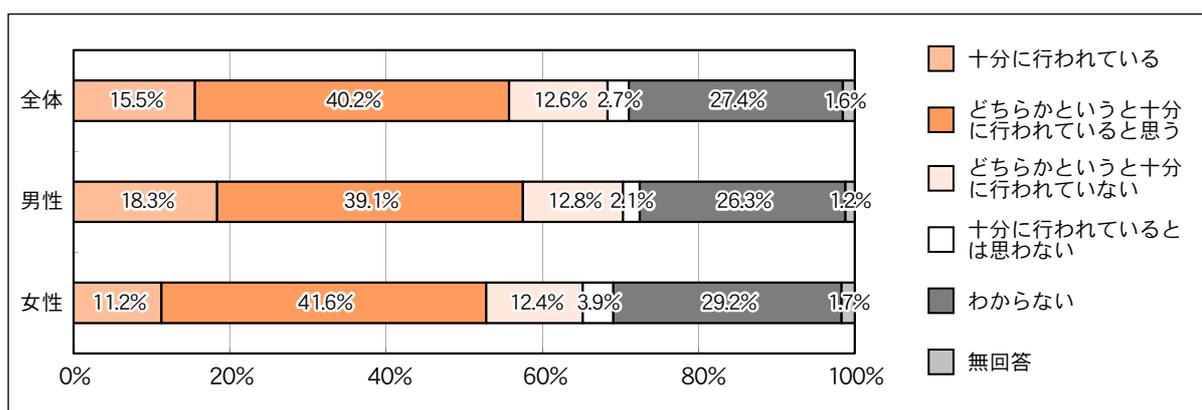
## 具体的施策

## (2) 社会における男女平等を推進するための学習の充実

施策の内容	主な担当課
人権の尊厳を基盤とした男女共同参画社会の形成に向けた学習機会の提供	学校教育課 生涯学習課
男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るための家庭教育広報活動や学習機会の提供	学校教育課 生涯学習課 健康づくり課
子育てに関する情報提供や仲間づくりの推進	健康づくり課 こども課
エンパワーメント(☆)を促進するため、多様化するニーズに対応した学習機会の充実	企画政策課 男女共同参画プラザ

☆ エンパワーメント(力をつけること) 19ページ参照

### 《図表 現在の学校教育における男女平等教育について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査(H27)】

## 重点目標3 新見市男女共同参画プラザの充実

男女共同参画を推進するための拠点施設として設置された「新見市男女共同参画プラザ」では、家庭のことや人間関係、DV(☆)などについての相談業務や同じ悩みを抱えている人へのネットワークづくりの支援等を行っており、いつでも誰でも立ち寄れる交流の場としての役割を担っています。

より多くの人に「新見市男女共同参画プラザ」を利用してもらえるよう、今後も一層の周知を図ると共に、男女共同参画社会実現のために活動する団体の支援や各種相談の受付体制の充実を推進します。

☆ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親しい関係にある男女間における身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

**具体的施策** (1) 男女共同参画を推進する拠点施設としての環境の充実

施策の内容	主な担当課
多様な媒体(広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ等)による広報・啓発活動の推進	男女共同参画プラザ 企画政策課
男女共同参画社会実現のために活動する団体や団体同士の交流に対する支援体制の整備	男女共同参画プラザ 企画政策課
相談業務に関する各種研修会等への相談員の積極的な派遣	男女共同参画プラザ 企画政策課
男女共同参画に関する各種情報の活用・提供	男女共同参画プラザ 企画政策課

**重点目標 4** 男女共同参画を推進する市民団体との協働

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女平等意識の大切さを認識することが必要です。そのためには、男女共同参画社会の実現のために活動する団体と市が協働することが大切です。

また、市民団体と共に事業を企画運営し、さらに関係する団体と連携できるように研修会等による意識啓発や市民活動への助言等を行っていきます。

**具体的施策** (1) 男女共同参画のための市民活動への支援

施策の内容	主な担当課
男女共同参画を推進する市民団体の育成・支援	企画政策課
市民による市民のための男女共同参画社会推進に向けたさまざまなネットワーク形成の支援	生涯学習課(公民館) 男女共同参画プラザ 関係各課

**具体的施策** (2) 市と市民・事業者等との連携

施策の内容	主な担当課
市民団体との協働による男女共同参画推進事業の実施	企画政策課
男女共同参画に関する課題解決に向けた意見交換会の実施	企画政策課

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会のための働く環境づくりや仕事と生活の調和 (新見市女性活躍推進計画)

女性の職場進出が進む中で、労働基準法や男女雇用機会均等法(☆1)の改正などにより、職場における法制度上の性差別は改善が進められてきましたが、女性に対する偏見や誤った認識に基づいた差別意識や雇用管理など、女性の就業意識を低下させたり、能力開発を阻害している事例が見受けられます。さらに、ライフスタイルの変化と共に、就業ニーズは多様化し、さまざまな就業形態で働く女性も増加しており、出産・子育て後に再就職する傾向もあります。

また、育児・介護休業法(☆2)が制定されましたが、依然として各休暇が取得しにくいことや、取得しても女性に偏るとい実態から、国においても男性の取得率アップに向けて取組が実施されています。引き続き、仕事と家庭の両立について、多様で充実した支援が求められています。

このため、男女の対等な参画を促進する職場環境づくりや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(☆3)を推進すると共に、多様な働き方を可能にするため、職域の拡大や女性自身の職業意識の啓発と職業能力の開発に努めます。

また、主に家族単位で従事する農林漁業や自営業における女性の労働の適正な評価を促すと共に、経営への参画を支援します。

### ☆1 男女雇用機会均等法「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として1986(昭和61)年に施行された。

### ☆2 育児・介護休業法「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

育児や家族の介護を行う労働者が職業生活と家庭生活を両立できるようにすることなどを目的として1995(平成7)年に施行された。

### ☆3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

## 重点目標1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

就業形態の多様化により雇用者に占める正社員の割合が低下し、パート・派遣・嘱託など正社員でない形態で働く人の割合が高まっており、この傾向は女性により多く見られ、賃金や労働条件等について事実上格差が認められます。

子育てをしながら働く女性が増えていくための実質的な男女平等の実現に向け、男女雇用機会均等法(☆1)などの関係法令や制度について幅広く効果的に周知する必要や男女労働者間に事実上生じている格差解消のため、企業が女性の活用を図るためのポジティブ・アクション(☆2)を積極的に行うことが求められます。

また、近年はセクシャル・ハラスメント(☆3)、パワー・ハラスメント(☆4)、マタニティ・ハラスメント(☆5)など職場における不利益な待遇を受けることも問題になっています。

今後、実質的な男女の均等確保に向けた取組を企業等に働きかけ、男女平等観を醸成するように努めると共に、誰もが安心して働き生活できるよう労働関係機関と連携して進めます。

さらに、創業を目指す意欲ある起業家の事業支援や女性による新たなビジネススタイルの実現を支援し、新たな産業創出や雇用の確保に努めます。

☆1 男女雇用機会均等法 24 ページ参照

☆2 ポジティブ・アクション 14 ページ参照

☆3 セクシャル・ハラスメント

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への接触、性的関係の強要、性的な噂の流布等、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことにより就業環境を著しく悪化させること。

☆4 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してさまざまな優位性を背景に行われるものも含まれます。

☆5 マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

## 具体的施策 (1) 労働に関する法律・制度の周知

施策の内容	主な担当課
男女雇用機会均等法(☆1)等関係法令の周知や企業等のポジティブ・アクション(☆2)の推進	商工観光課
雇用の場における男女平等意識の啓発とセクシャル・ハラスメント(☆3)、マタニティ・ハラスメント(☆4)、パワー・ハラスメント(☆5)防止の促進	商工観光課 企画政策課

☆1 男女雇用機会均等法 24 ページ参照

☆2 ポジティブ・アクション 14 ページ参照

☆3 セクシャル・ハラスメント 25 ページ参照

☆4 マタニティ・ハラスメント 25 ページ参照

☆5 パワー・ハラスメント 25 ページ参照

## 具体的施策 (2) 女性の能力発揮への支援

施策の内容	主な担当課
事業者に対する女性の能力活用についての啓発及び企業における職業能力開発に関する情報提供	商工観光課
女性の再就職に関する資格取得、技術取得の機会の充実及び関係機関等が実施する施策の情報提供	商工観光課 企画政策課
女性の能力発揮による地域おこし等に関する支援	企画政策課

## 具体的施策 (3) 女性の妊娠・出産に関する健康管理対策の促進

施策の内容	主な担当課
労働基準法、男女雇用機会均等法に基づいた女性の妊娠や出産に関する健康管理の重要性についての知識の普及	商工観光課 健康づくり課
女性の出産や妊娠に関する健康管理体制整備に向けた事業者に対する相談や情報提供の実施	商工観光課 企画政策課

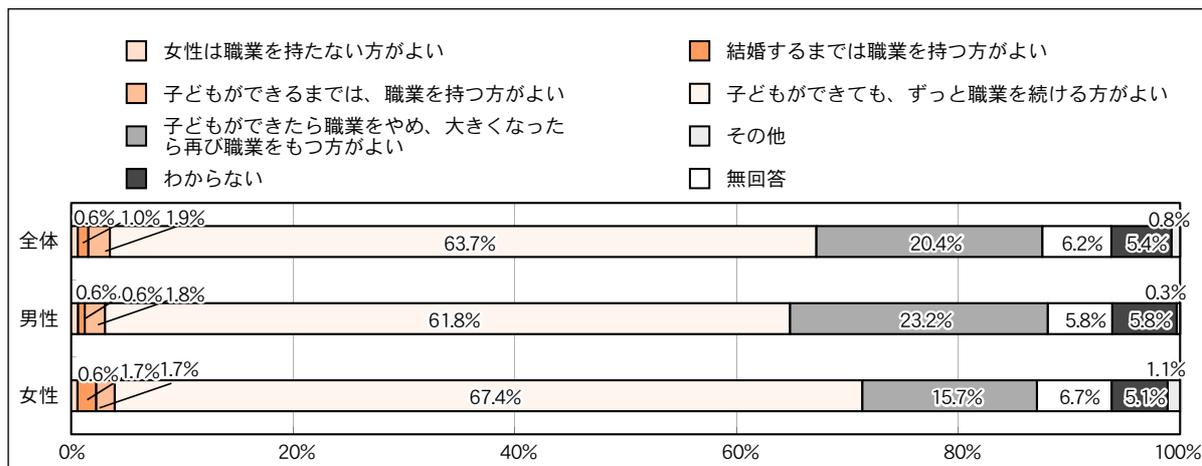
## 具体的施策 (4) 多様な働き方への支援

施策の内容	主な担当課
「パートタイム労働法(☆)」に関する情報提供、関係機関との連携、周知徹底の促進	商工観光課
女性起業家や起業を希望する女性に対する支援や各種情報の提供	商工観光課 企画政策課

☆ パートタイム労働法「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」

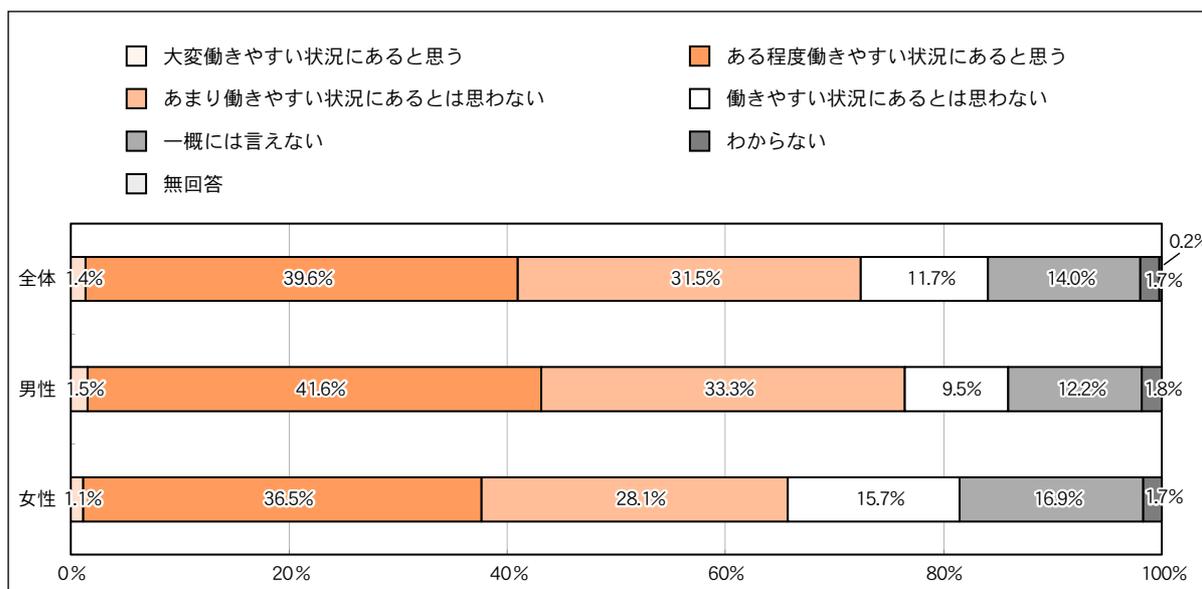
短時間労働者について、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施、その他雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることなどを目的に1993(平成5)年に施行された。

《図表 一般的に女性が職業を持つことについて》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

《図表 女性が働く環境について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

## 重点目標 2 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) (☆)の推進

少子・高齢化や世帯構造の変化は、家庭における子育てにも影響を与えています。地域での人間関係の変化や女性の社会参加意識の高まりなどにより、子育てを家庭の中だけの問題と捉えず、地域社会全体で支えていくことが求められています。

仕事と家庭の両立は、これまでどちらかといえば女性の問題とされてきましたが、共に社会に参画していくためには、家族を構成する男女が互いに協力すると共に、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と働くことや地域活動を行うことなどの両立が図れるようにすることが必要です。

そのため、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に向けて社会的機運の醸成、長

時間労働の抑制、育児休業取得の促進、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、働く場における意識や慣行の改善を推進します。

また、保育・介護サービスの充実、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭・地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立することができる基盤整備を推進します。

☆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 24 ページ参照

### 具体的施策 (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

施策の内容	主な担当課
保育サービス等子育て支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園化を核とした施設整備による保育児童の受入拡大</li> <li>・ 多様な需要に応える保育サービスの推進 (延長保育、障がい児保育、休日保育、病児・病後保育等の推進)</li> <li>・ 在宅児も含めた子育て支援の推進 (一時保育、子育て支援センター、子育て広場の充実、園庭開放)</li> <li>・ 幼児の交流の場の提供促進</li> <li>・ 幼児クラブの育成支援</li> <li>・ ファミリー・サポート・センター事業(☆)の実施</li> <li>・ 第3子以降の保育料の無償化等保護者の経済的負担の軽減</li> </ul>	こども課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブや放課後こども教室の充実</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課

#### ☆ ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立を図るため、保育所への送迎など育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となって、育児を相互に助け合う有償システム。

具体的施策

(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

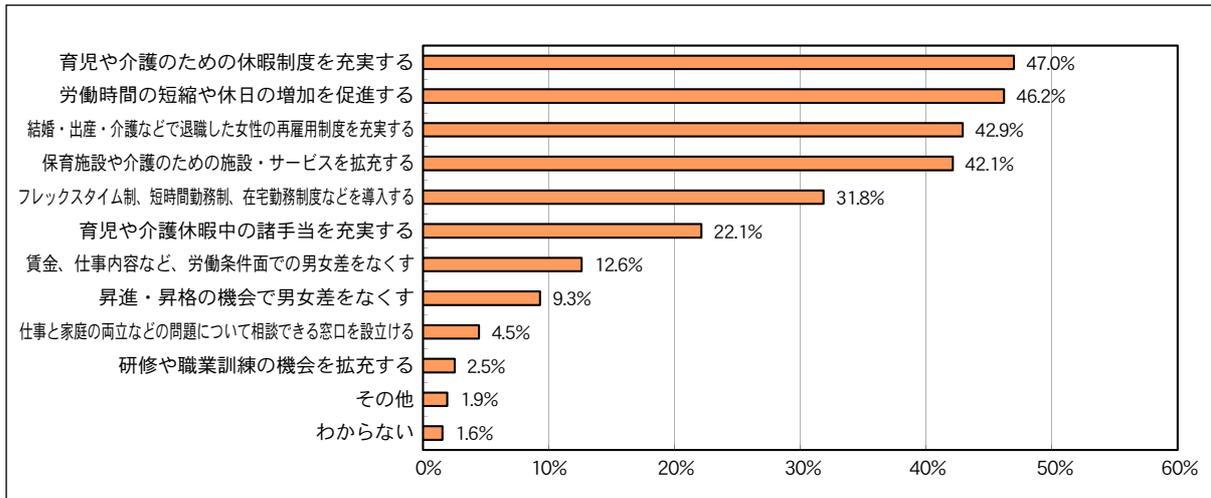
施策の内容	主な担当課
事業主に対する育児・介護休暇制度の周知・啓発	商工観光課
事業主に対して、労働時間短縮を目的とした国の助成金等についての情報提供	商工観光課
事業主に対する仕事と育児・介護の両立を図るための、市の助成制度の充実と国の助成等の情報提供	商工観光課 こども課
育児・介護の両立のための情報提供	こども課 介護保険課 福祉課
市の職場における育児休暇・介護休暇を取得しやすく、復帰しやすい環境の整備	総務課 学校教育課
市の職場における男性の育児・介護休暇の取得率の向上	総務課 学校教育課

具体的施策

(3) 介護支援体制の充実・整備

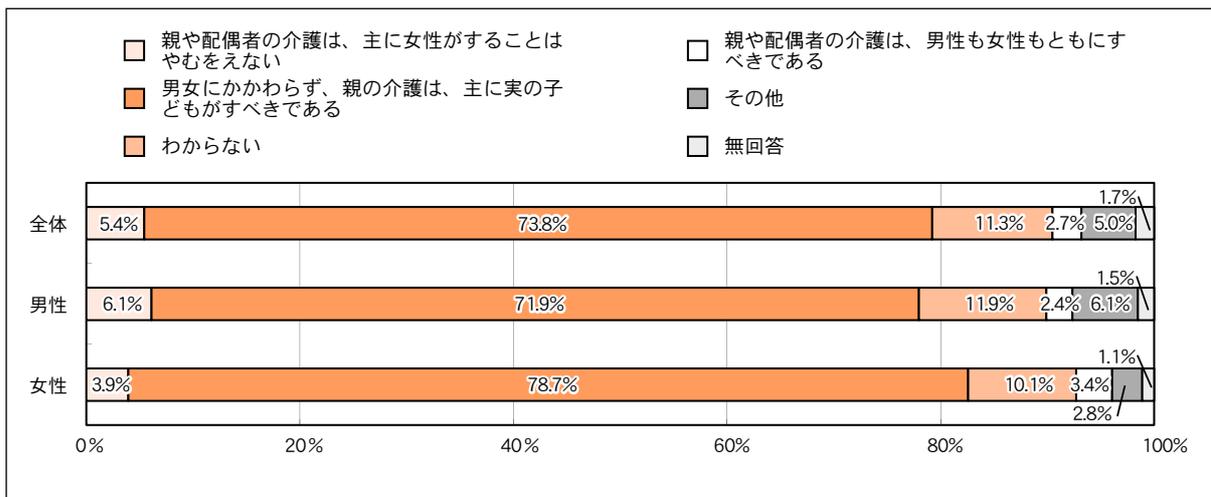
施策の内容	主な担当課
介護保険制度の着実な実施	介護保険課
在宅高齢者等に対する在宅福祉施策の充実	介護保険課 福祉課
地域全体で支える仕組みづくり	介護保険課 健康づくり課 福祉課
多職種連携による支援体制の構築	介護保険課
認知症対策の推進	介護保険課

《図表 男女がともに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図るために必要な条件について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査（H27）】

《図表 家族の介護を行うことについて》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査（H27）】

### 重点目標3 家族経営的な職業における男女共同参画の確立

農林漁業や商業等自営業にたずさわる女性は、生産・経営活動において重要な役割を果たしているにもかかわらず、その労働が十分に評価されていない場合が多く見られます。これらの家族経営的な職業は、業務費用と生計費用とを分別した捉え方が難しく、また、世帯を一つの単位として考えるため、経営や事業運営の方針決定等も男性を中心に行われることが多いなど、女性の果たす役割が十分認識・評価されていない状況にあります。このため、女性が、果たしている役割に見合う評価を受け、自らの意志によって経営に対等なパートナーとして参画し、一人の労働者として権利が確保できるよう家族経営協定(☆)の締結に向けた啓発や支援を推進します。

#### ☆ 家族経営協定

作業分担・報酬・休日・家事や介護作業分担などについて、農業経営を担う家族全員で話し合い、取り決めた農家の家庭内協定のこと。

### 具体的施策 (1) 農林漁業及び自営の商工業者における男女共同参画の推進

施策の内容	主な担当課
家族経営協定の普及・啓発	農林課
農山村地域の女性のネットワーク化促進のための情報提供及び交流促進	農林課
地域活性化活動に主体的に取り組む女性に対する各種情報の提供	農林課
女性の各種方針決定の場への参画促進のため、各種組合・団体等への働きかけ	農林課 農業委員会 商工観光課
農業士や就農アドバイザー・商店の女性グループ等地域活動に関わる女性の参画の推進	農林課 商工観光課
農林畜産業への女性の就業希望者に対する情報提供・相談等の支援	農林課

## 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

高度情報社会が進展する中、メディアによるさまざまな情報は、私たちの考え方に大きな影響を与えています。情報が氾濫する中では、それらを受け入れる側が、男性観、女性観を男女平等の視点から解釈し、判断する能力を養うため、メディア・リテラシー（☆1）への取組を推進します。

また、夫婦や恋人など親しい関係からの暴力（DV）（☆2）、性犯罪、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、引き続き増加しています。このようなことは、女性に対する人権侵害で、重大な社会問題です。この問題の予防と解決をめざして、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。

生涯にわたり健康で豊かにゆとりある生活を送ることは、すべての人々の望みであり、男女が共に自立して生きていくための基本的要件です。特に、女性には妊娠や出産にかかわるライフスタイルを通じて男性とは異なる健康上の課題があり、生涯を通じた健康づくりのための支援体制を築くことが重要です。そのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（☆3）に関わる意識が浸透するよう努め、その視点に立って、女性のライフサイクルに合わせた心と身体の健康づくりを支援していきます。

### ☆1 メディア・リテラシー（メディアの内容を読み解き活用する能力）

メディア・リテラシーとは、このことに気づき、見る側に「性差別や偏見を見抜く」力をつけること。新聞、ラジオ、雑誌、映画、インターネット等メディアが伝える内容は「ありのままの現実」ばかりではなく、制作者の意図や価値観を反映させたものもあります。たとえばインタビューできちんと意見を言うのが男性、「わからない」と答えるのが女性という場面がよく見られますが、これは編集者の意図が反映されている例と言えます。

### ☆2 DV（ドメスティック・バイオレンス） 22 ページ参照

### ☆3 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決める権利を認めようとする考え方。ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置づける理念のこと。

## 重点目標1 メディアにおける人権の尊重

メディアは男女共同参画についての情報提供を行い、世論を喚起する等重要な役割を担っていますが、さまざまな情報の中には、性別役割分業意識を助長する表現や、女性や子どもを専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた表現も見られます。さまざまな情報が氾濫するなかでは、情報を受ける側が、メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、男性観、女性観を男女平等の観点から解釈し、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）の向上が求められます。

メディアによる性や暴力的表現を考える学習機会の提供や、市の発行する刊行物等においてジェンダー（☆）にこれまで以上に配慮した視点での表現に努めると共に、情報の選択・活用能力の醸成に向けた取組を行います。

### ☆ ジェンダー 19 ページ参照

## 具体的施策 (1) メディア・リテラシー (☆) への取組

施策の内容	主な担当課
メディアと性について考える広報活動や講座等学習機会の提供	企画政策課
学校における情報教育の推進とメディア・リテラシーへの取組の推進	学校教育課

☆ メディア・リテラシー（メディアの内容を読み解き活用する能力） 32 ページ参照

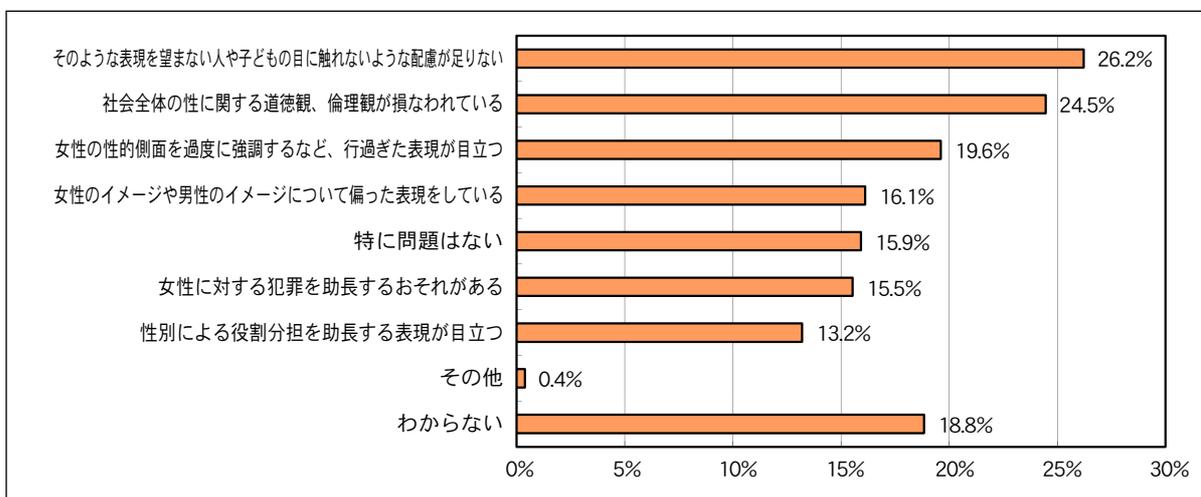
## 具体的施策 (2) 行政刊行物等の表現における男女平等の推進

施策の内容	主な担当課
市が作成する刊行物等について、男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進	企画政策課 関係各課

## 具体的施策 (3) 高度情報社会における新たな課題への対応

施策の内容	主な担当課
インターネット等について、人権に配慮した正しい利用、人権尊重のための啓発	企画政策課

### 《図表 メディアでの性別による役割分担表現や女性に対する暴力、性の表現について》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

## 重点目標 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

### (新見市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)

すべての暴力 (☆1) は、性別や間柄の如何にかかわらず正当化できないものです。夫婦や恋人等親しい関係からの暴力 (DV) (☆2) は、男女が対等なパートナーであることを否定するだけでなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を容認しない社会風土を醸成することが重要です。

DVを受ける女性の多くは自分さえ我慢すれば良いと思っている現状も見られます。そのためDVやデートDV(☆3)などのDVの特性を周知します。

また、子どもの前でのDVは、子どもの心に深い傷を残し、心の成長を妨げるだけでなく、虐待にあたることなどを地域や学校等において認識されるよう、啓発を強力に推進します。

さらに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止すると共に、さまざまな関係機関との連携を図り、被害者の救済(一時保護やシェルター(☆4))や保護、自立支援等の協力体制の促進により被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進めます。

#### ☆1 すべての暴力

殴ったり蹴ったりするなどの身体的な暴力だけではなく、心無い言動等により相手の心を傷つける精神的な暴力や嫌がっているのに性的行為を強要するなどの性的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力を含めたもの。

☆2 DV(ドメスティック・バイオレンス) 22ページ参照

#### ☆3 デートDV

DVのうち特に恋人(交際中)によるもの。

#### ☆4 シェルター(女性のための緊急一時避難所)

本来は震災などで住居を失った人々のための避難所を意味するが、近年、夫や同居の男性などから暴力を受けた女性のための避難所をも意味するようになった。

### 具体的施策 (1) 女性に対する暴力の発生を防ぐための基盤づくり

施策の内容	主な担当課
市の職場・教育の場におけるセクシャル・ハラスメント(☆)防止のための広報・啓発	総務課 学校教育課
事業者へセクシャル・ハラスメント防止のための広報・啓発	商工観光課
広報紙等によるセクシャル・ハラスメントやDV防止のための広報・啓発	企画政策課
有害図書及び広告物等の環境浄化対策	学校教育課 生涯学習課 (青少年育成センター)
若年層に対する予防啓発	学校教育課 生涯学習課 (青少年育成センター)
被害者情報の保護の徹底	市民課 男女共同参画プラザ
安全・安心まちづくりの推進	関係各課

☆ セクシャル・ハラスメント 25ページ参照

施策の内容	主な担当課
男女雇用機会均等法(☆1)、ストーカー規制法(☆2)、DV防止法(☆3)等関係法の周知	商工観光課 企画政策課 総務課
女性の人権等についての相談機関の連携	企画政策課 男女共同参画プラザ
被害者が相談しやすい環境整備・相談窓口の充実・相談機関の周知	企画政策課 こども課 男女共同参画プラザ 地域包括支援センター
被害者の一時保護に関する協力体制の確立・被害者の自立支援	こども課 福祉課 企画政策課 男女共同参画プラザ
虐待を受けた子どもに対する支援及び児童相談所等関係機関の連携	こども課 学校教育課

☆1 男女雇用機会均等法 24 ページ参照

☆2 ストーカー規制法「ストーカー行為の規則等に関する法律」

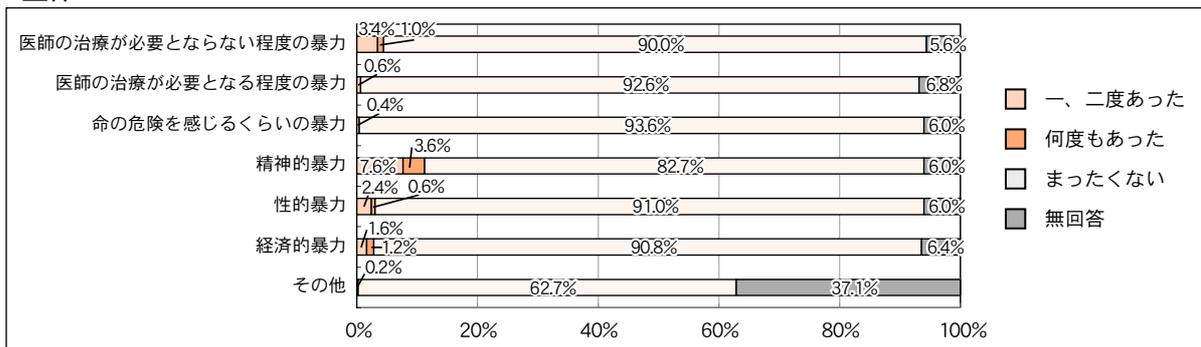
同一の者に対してつきまとい等を繰り返し行う行為(ストーカー行為)を行う者に対する処罰や規制並びに被害者に対する支援等を定めた法律が、2000(平成12)年に施行された。

☆3 DV防止法「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

配偶者(事実上の婚姻関係にある男女を含む)からの暴力防止と被害者の保護を目的とする法律で2001(平成13)年に施行された。

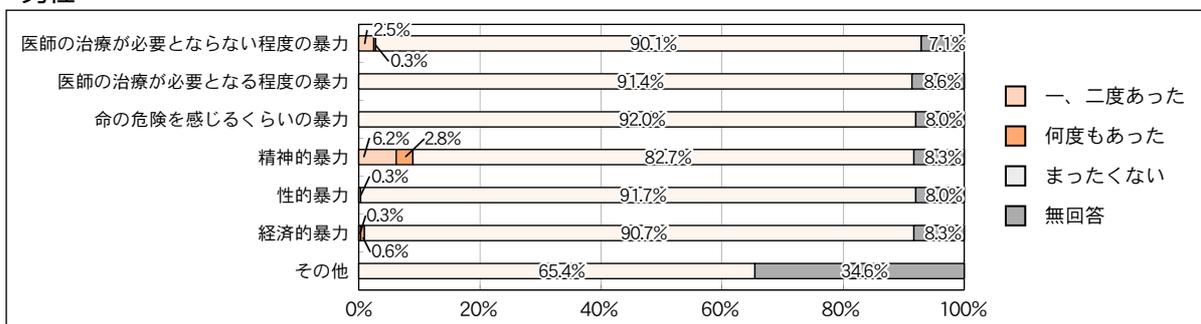
《図表 配偶者や恋人関係にあった者から受けた行為について》

全体



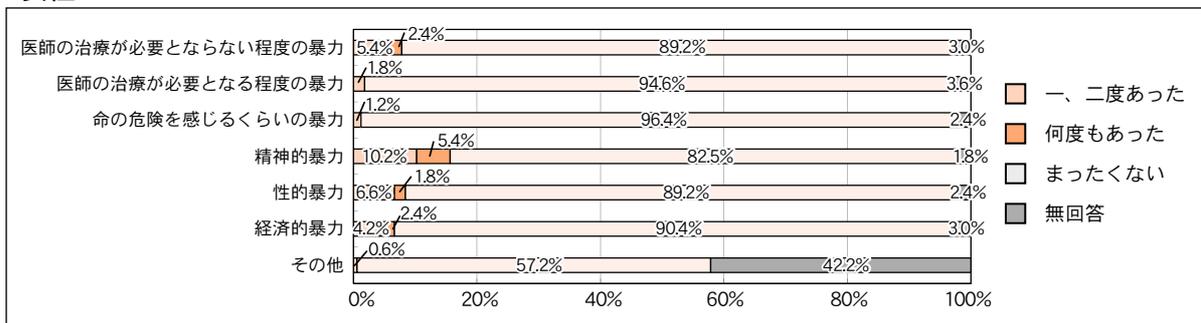
資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

男性



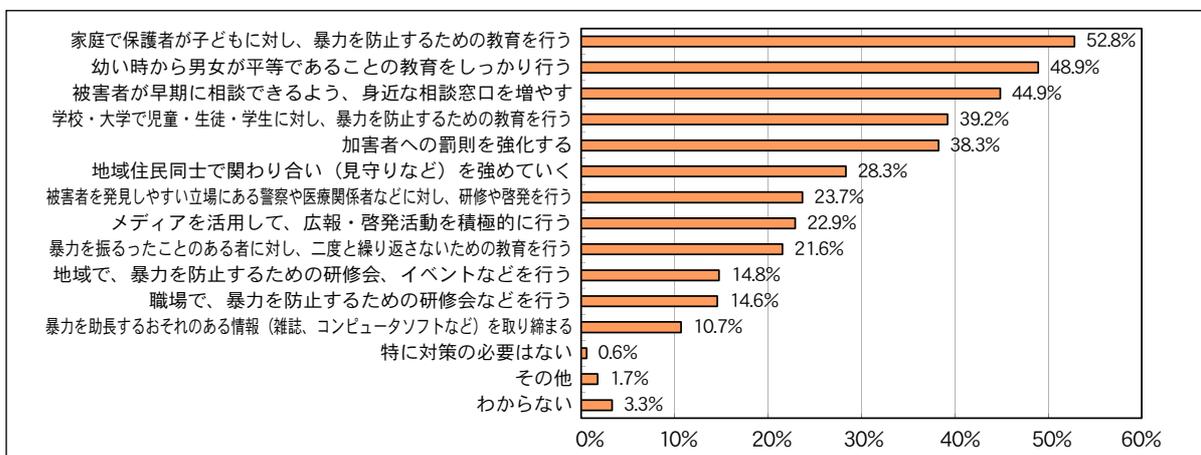
資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

女性



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

《図表 男女間における暴力を防止するために必要なことについて》



資料【新見市男女共同参画に関する市民意識調査 (H27)】

### 重点目標3 生涯を通じた健康等の支援

女性も男性もそれぞれの体の特性を十分に理解し、健康保持・増進のために生涯を通じての健康対策が必要です。特に女性は妊娠や出産があるため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（☆1）の視点から女性の生涯を通じた健康を支援するための対策を推進することが必要です。

性と生殖に関する健康は、女性が自分の体を通して自分自身を大切にすること、性と生殖に関する権利とは、子どもを産むか産まないか、いつ産むかなどを含めた性と生殖に関わる行動を女性自身が決定する権利です。これらを含め、思春期や更年期における健康や、H I V（エイズ）（☆2）や性感染症の問題について正しい知識の普及に努める必要があります。

特に、若い世代への正しい知識の普及が必要であり、高校生を対象に自らのライフプランを設計し、健康な妊娠・出産・育児が目指せる支援を推進します。

また、妊娠・出産に対して不安を抱える女性に対して妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うと共に、不妊・不育に対する治療費の助成を行うなど住民福祉の向上に努めます。

さらに、自分の体力に応じた運動習慣を身につけるための健康教室等を実施し、生涯を通じた健康支援に努めます。

☆1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） 32 ページ参照

☆2 H I V（エイズ）

H I Vはエイズウイルスのこと。エイズはH I Vによって生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気のこと。

#### 具体的施策 (1) 性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透

施策の内容	主な担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念浸透のための広報活動や学習機会の提供	企画政策課 学校教育課 生涯学習課 （青少年育成センター） 健康づくり課
青少年に対して学校等と連携したH I V（エイズ）や性感染症に関する正しい知識の普及啓発	学校教育課 生涯学習課 （青少年育成センター） 健康づくり課
高校生を対象とした妊娠・出産のための正しい知識の普及啓発	健康づくり課

**具体的施策**

**(2) 生涯にわたる健康増進対策の包括的支援の推進**

施策の内容	主な担当課
おでかけ健康教育・健康相談等による生活習慣病の予防や健康に対する正しい知識の普及	健康づくり課
乳がん・子宮頸がん検診等各種がん検診の正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上	健康づくり課
各種健康診査の実施により、生活習慣病を振り返るきっかけや疾病の早期発見・早期治療の支援	健康づくり課
運動習慣定着の定着を図る支援	健康づくり課
ロコモティブシンドローム(運動器症候群)の予防や、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上による健康寿命延伸の支援	介護保険課 健康づくり課
健康づくりのための食育推進	健康づくり課

**数値目標**

項目	策定時	平成32年度
乳がん検診の受診率	21.3%	26%
子宮頸がん検診の受診率	15.5%	21%

**具体的施策**

**(3) 妊娠・出産等に関する健康支援**

施策の内容	主な担当課
産科・小児科等地域医療との連携	健康づくり課
妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援実施のため、母子保健コーディネーターの配置や妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及	健康づくり課
不妊・不育に対する治療費の助成と相談体制の充実	健康づくり課
母子の健康を守るための健康診査等の実施	健康づくり課
妊産婦をとりまく周囲の人々の理解と協力を得るための妊娠や出産に対する正しい知識の普及	健康づくり課

## 重点目標 4 複合的な困難を抱える人への支援

単身世帯やひとり親世帯の増加に加えグローバル化が進むなど社会や経済の状況が急激に変化していく中で、高齢者や障がい者、ひとり親世帯等の市民を取り巻く環境はさまざまです。

さらに、性的指向(☆1)や性別違和(☆2)を理由に生きづらさを感じている人もおられます。

男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難な状況に置かれている市民に対し、住み慣れた地域社会で安心して暮らしていくことができるよう、雇用促進や啓発活動、経済面や生活面での相談、情報提供など多面的な支援を推進します。

### ☆1 性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

### ☆2 性別違和

性別学的な性別（からだの性）と自己意識（心の性）の不一致により違和感を覚えること。

## 具体的施策 (1) 高齢者、障がい者等の健康と社会参加の促進

施策の内容	主な担当課
高齢者の社会参加活動や学習活動の支援	福祉課
シルバー人材センターを通じた高齢者の多様な就業機会の確保	福祉課
障がい者の雇用促進のための啓発、障害者福祉作業所等の整備の促進	福祉課
高齢者・障がい者の自立支援サービスの整備・充実に努め、バリアフリー思想の啓発活動の推進	福祉課 介護保険課
公共施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン(☆)の普及	都市整備課 総務課

### ☆ ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別・国籍等に関わりなく、誰もが利用しやすい物や環境をあらかじめつくる考え方。

## 具体的施策 (2) ひとり親家庭等の自立支援

施策の内容	主な担当課
ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る経済面、生活面等の相談・指導	こども課
家事・育児等と仕事の両立支援に関する情報提供	こども課
生活困窮家庭等における児童・生徒に対する放課後学習や放課後こども教室等による支援	学校教育課 生涯学習課

**具体的施策** (3) 性的指向 (☆1) と性別違和 (☆2) に関する理解の促進

施策の内容	主な担当課
性的指向と性別違和に関する正しい知識の啓発	男女共同参画プラザ
性同一性障害等の児童・生徒等に対する学校における相談体制の充実	学校教育課

☆1 性的指向 39 ページ参照

☆2 性別違和 39 ページ参照

**具体的施策** (4) 外国人が安心して暮らせるための支援

施策の内容	主な担当課
在住外国人が安心して暮らせる生活情報や行政サービス情報の提供	市民課 関係各課

# 第4章

## 計画の推進

## 1 庁内推進体制の充実

市が行うあらゆる施策に男女共同参画の視点をもって取り組むため、課長級職員で構成する庁内推進組織「新見市男女共同参画行政推進会議」を中心に関係部課相互の緊密な連絡により効果的な施策の展開を促進すると共に、その推進に関する調査研究を行うなど機能の充実を図ります。

## 2 市民参画による推進

男女共同参画社会の実現に向け、より多くの市民の声を反映させるため必要に応じてアンケート等を実施します。また、「新見市男女共同参画審議会」からの意見を十分に反映させ、計画を推進します。

男女共同参画を市民と協働で推進するため、男女共同参画の実現のために活動している団体等と連携をとり、市民による市民のための男女共同参画社会を目指します。

## 3 計画の進行管理

庁内の各課が実施する施策の推進状況を毎年とりまとめ、進捗状況について把握し、計画の着実な遂行に努め、議会・審議会に報告すると共に、広報紙等でも公表します。また、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についてもできる限り補足し、進捗状況の把握、進行管理を行います。

## 4 関係機関との連携

国・県や関係機関との連携に努め、必要に応じて要請を行います。

特に、DV（☆）に関する相談業務などは、県の女性相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図ります。

☆ DV（ドメスティック・バイオレンス） 22 ページ参照

## 5 男女共同参画施策推進拠点の充実

男女共同参画社会の実現に向けた市民の活動を支援すると共に、男女平等を基本とした各種取組を推進するため、拠点施設「新見市男女共同参画プラザ」の充実を図り、調査・研究や学習・研修機会の提供を通じ、積極的に啓発を行います。

さらに、市民の人権の侵害や男女差別に関わる諸問題に応じる各種相談窓口を充実し、関係機関との連携を図ります。

# 参考資料

新見市男女共同参画に関する市民意識調査結果	44
新見市男女共同参画まちづくり条例	59
男女共同参画社会基本法	65
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	70
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80

## ○新見市男女共同参画に関する市民意識調査結果

---

### 調査対象

20歳以上の市民

### 調査の方法

WEB 回答、調査票での回答

### 調査期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日

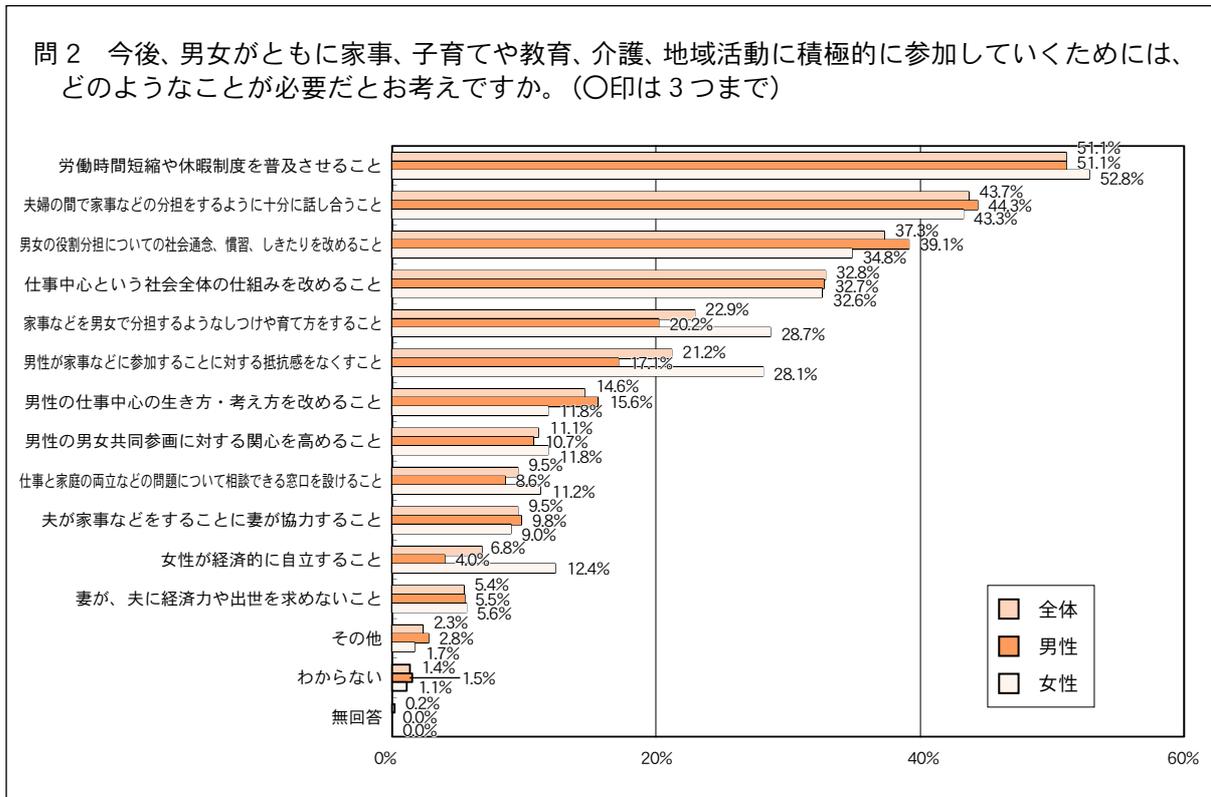
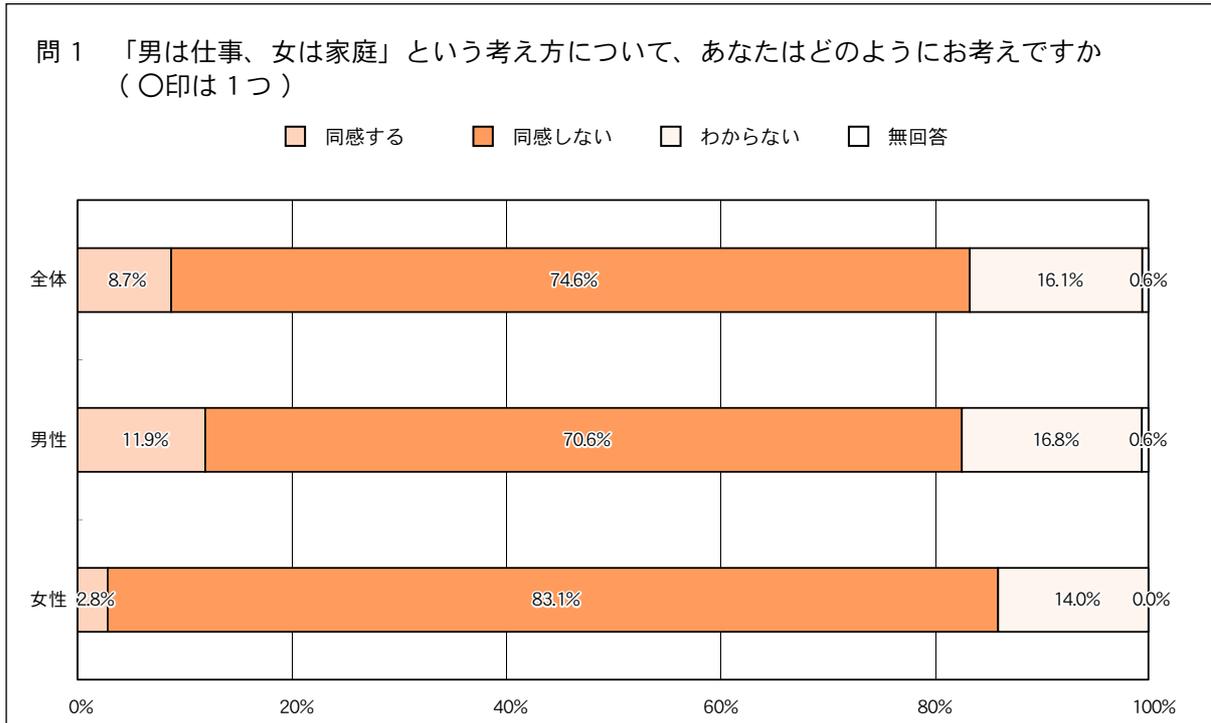
### 回答結果

- ・回答者数 515 人
  
- ・回答別比
  - インターネット比 96.1% (495 人)
  - アンケート用紙比 3.9% (20 人)
  
- ・男女比
  - 男性 63.5% (327 人)
  - 女性 34.6% (178 人)
  - 無回答 1.9% (10 人)
  
- ・年齢比
  - 20 代 26.2% (135 人)
  - 30 代 20.8% (107 人)
  - 40 代 26.6% (137 人)
  - 50 代 21.5% (111 人)
  - 60 代 3.3% (17 人)
  - 70 代以上 0.8% (4 人)
  - 無回答 0.8% (4 人)

### 率の算定

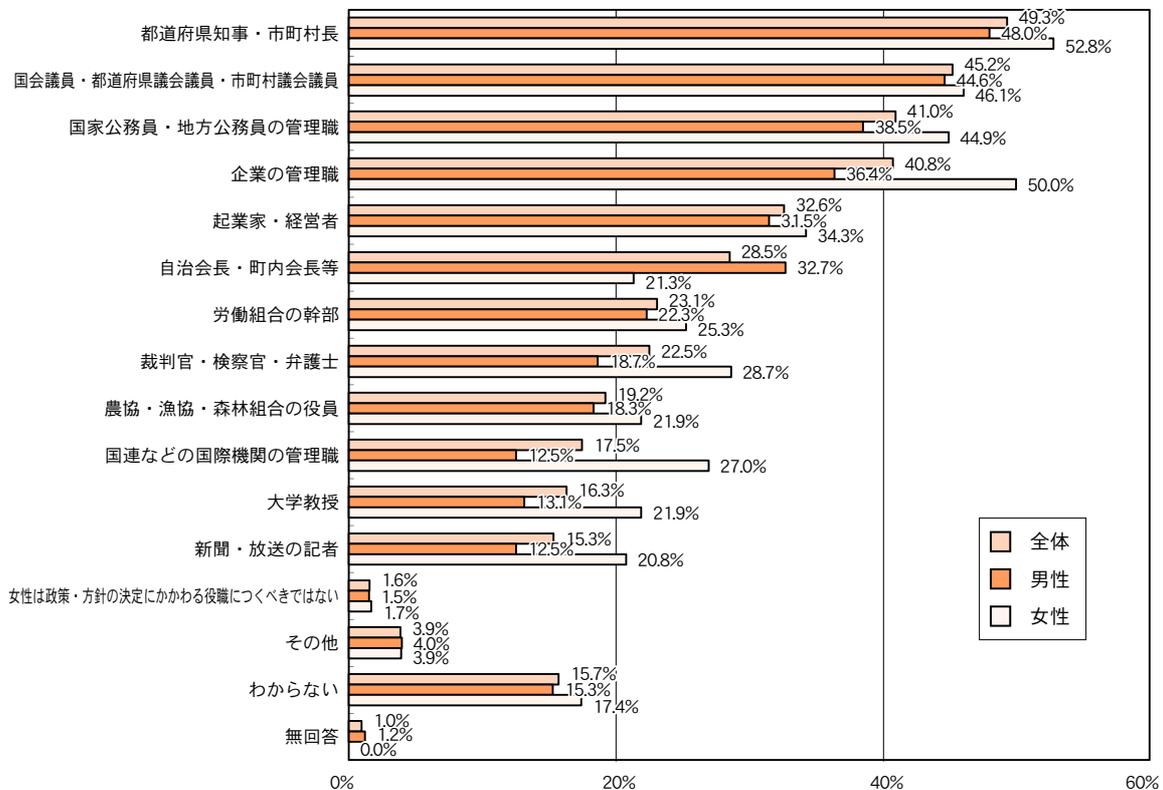
結果は百分率で表示しています。集計は、小数点第 2 位を四捨五入して算出しているため、比率の数値の合計が 100.0% ちょうどにはならない場合があります。

## I 男女の役割分担意識や家庭観について

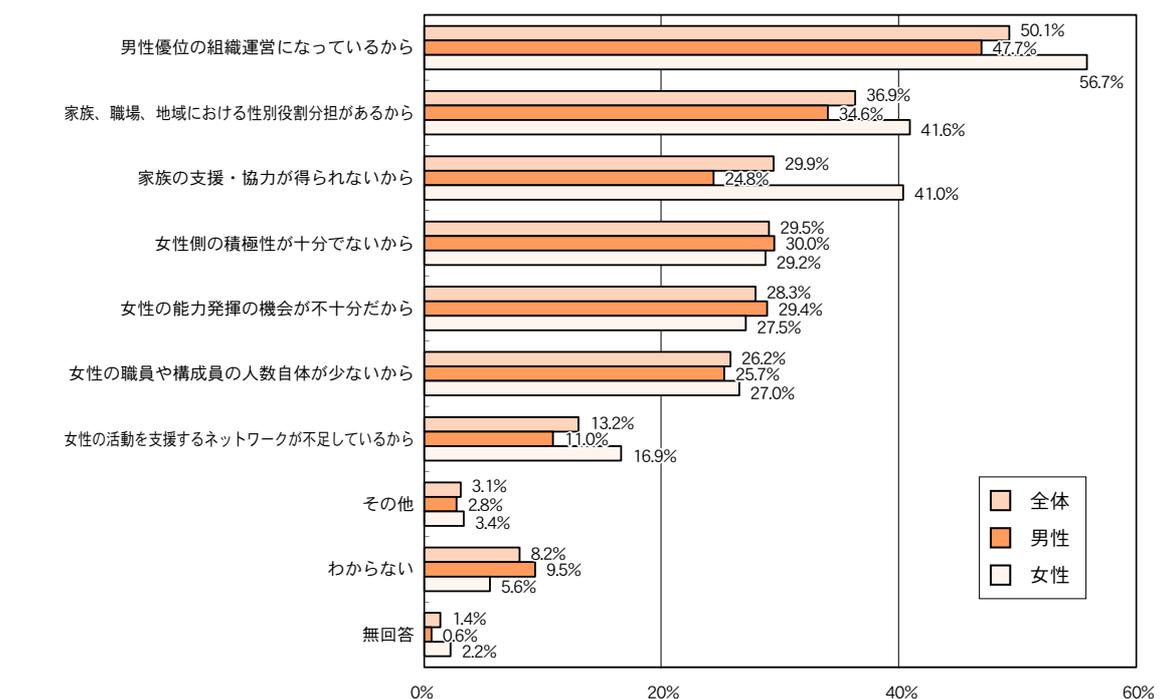


## II 女性の参画について

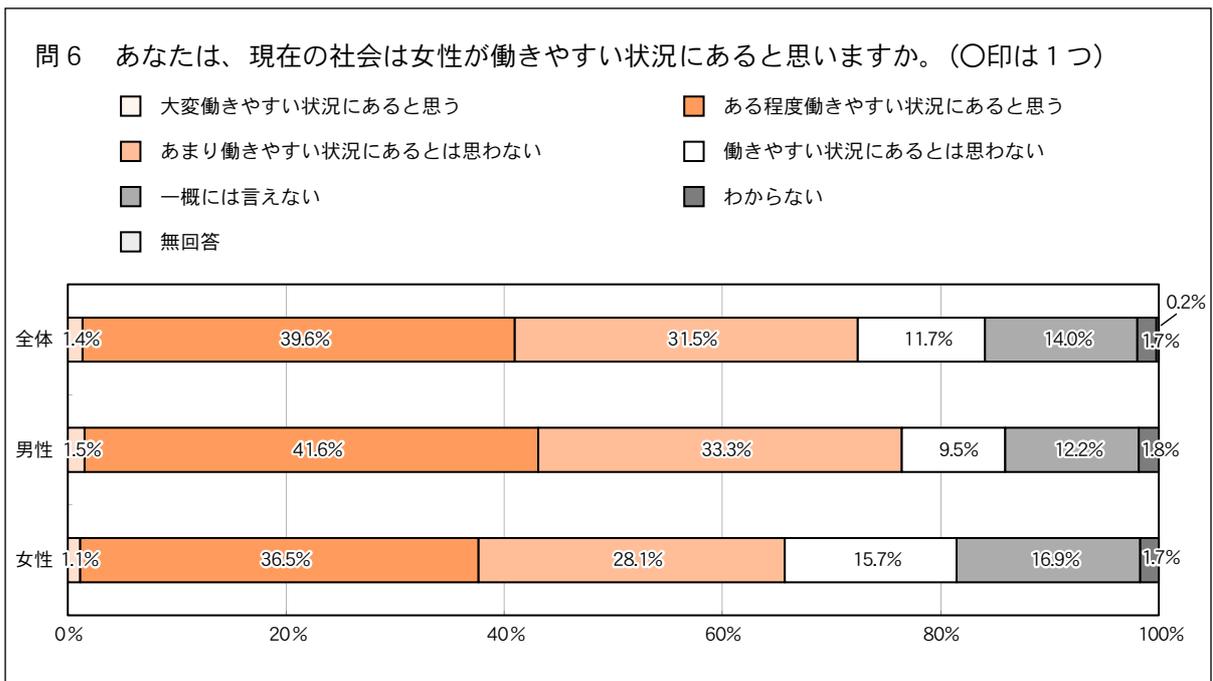
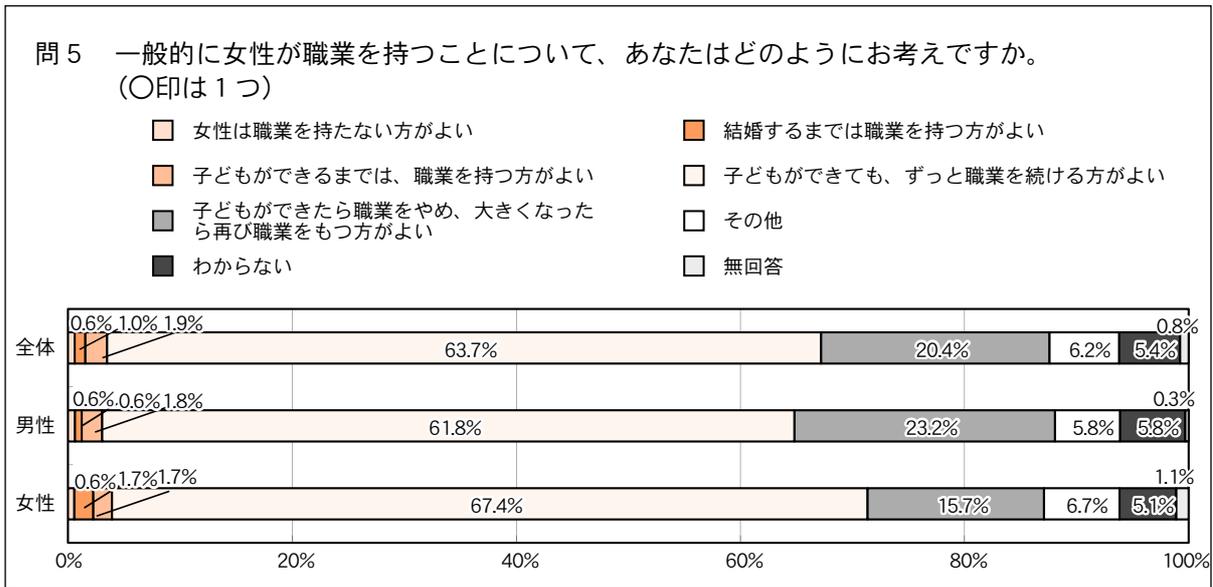
問3 次にあげるような政策・方針の決定にかかわる役職において、今後女性がもっと増えるほうがよいとあなたが思うものをすべてお答えください。(○印はいくつでも)



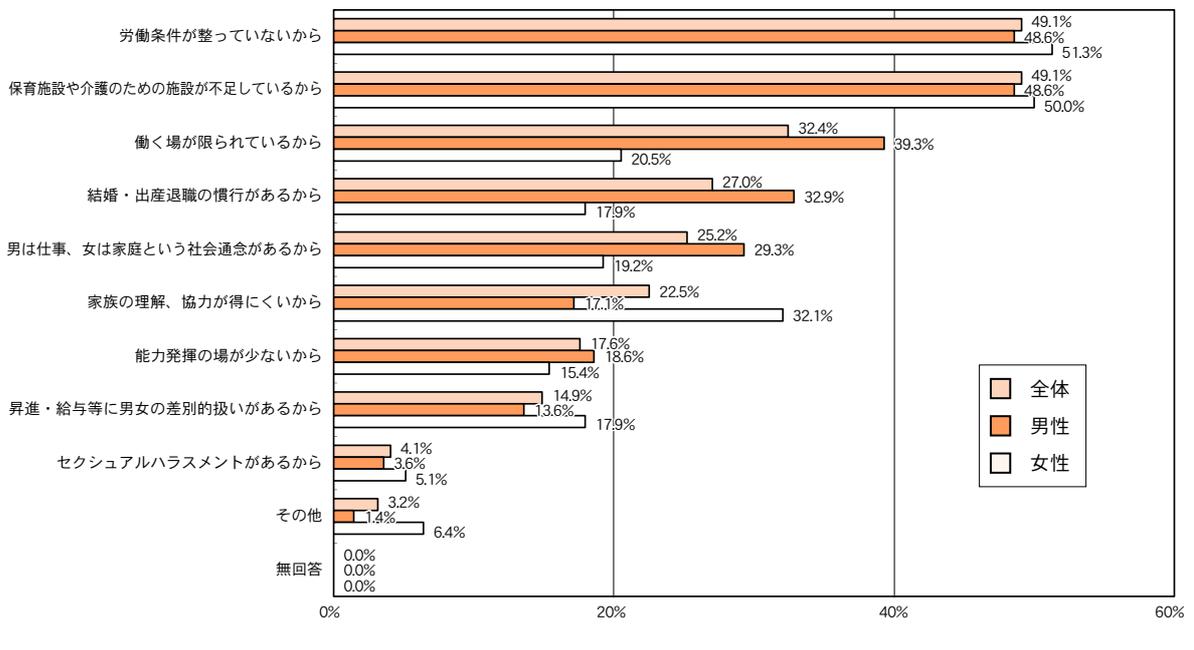
問4 あなたは、問3にあげたような政策・方針の決定にかかわる役職に女性があまり進出してない理由は何だと思いますか。(○印はいくつでも)



### Ⅲ 女性の就労について

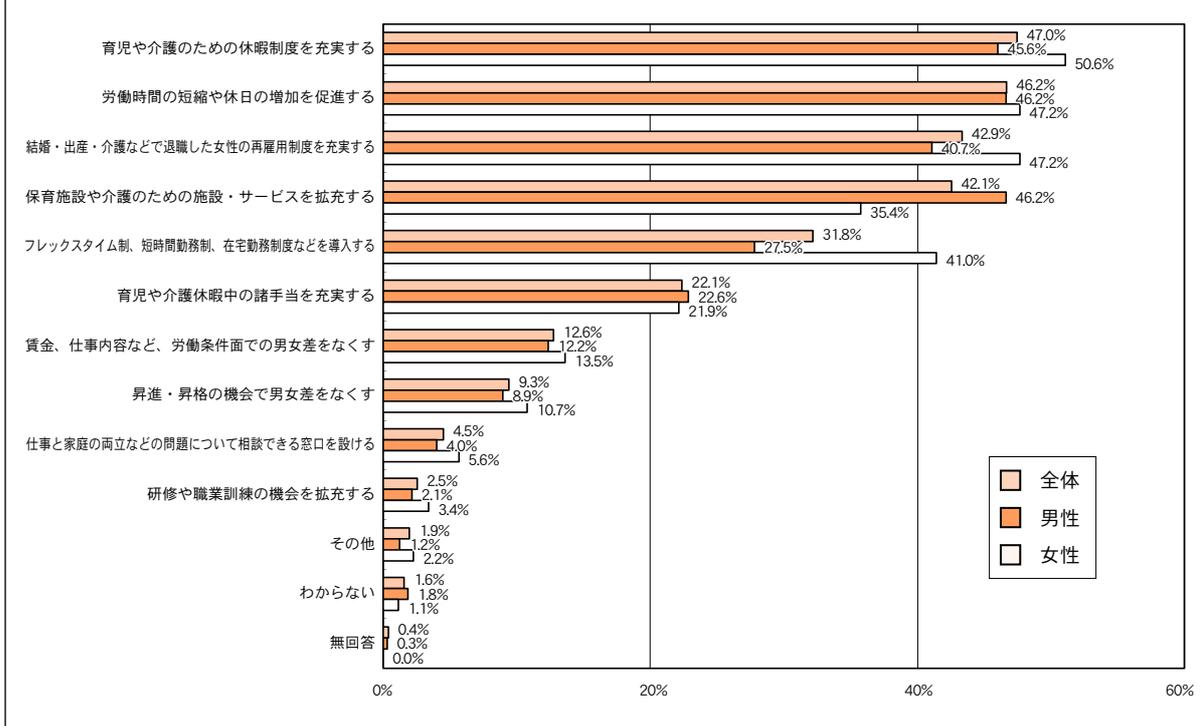


問7 そう思わない理由はなんですか。(○印は3つまで) (問6で「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」または「働きやすい状況にあるとは思わない」と答えた方のみ)

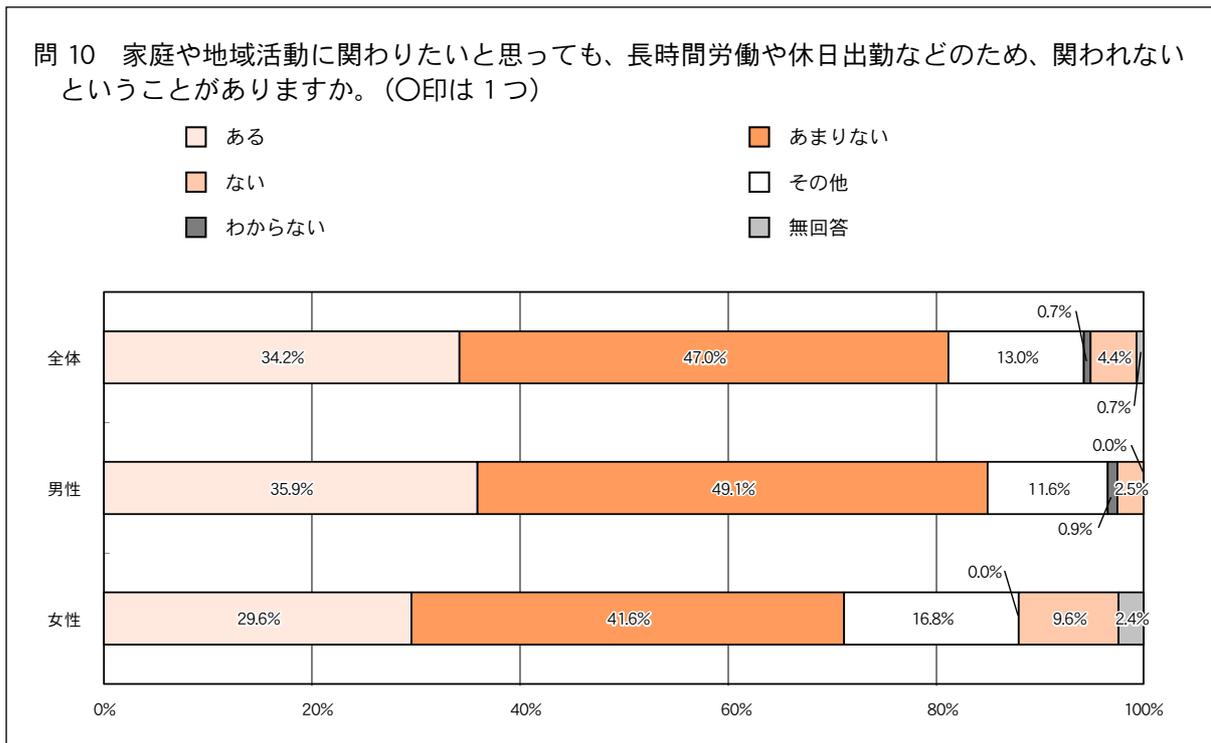
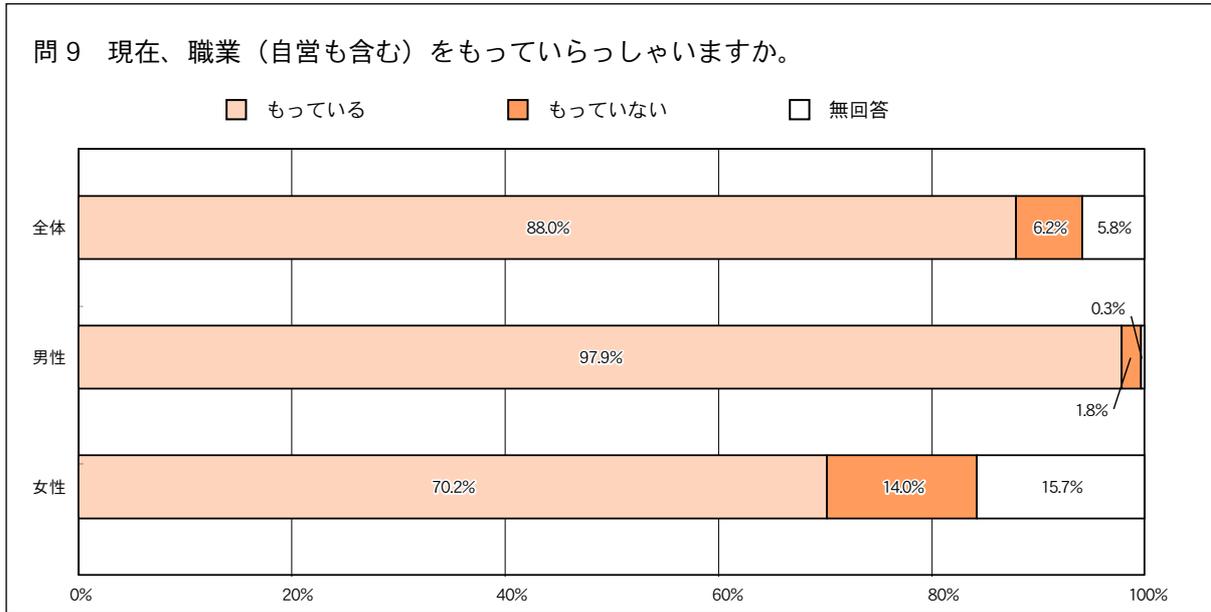


#### Ⅳ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) について

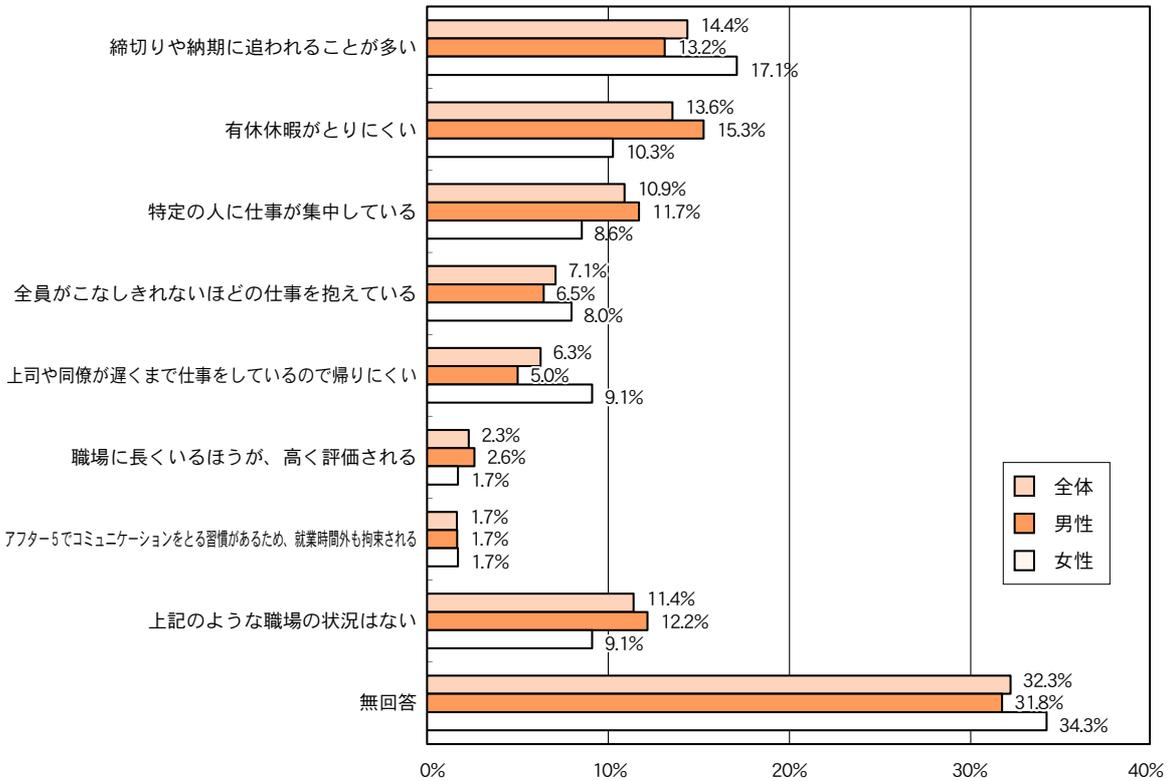
問8 男女がともに「仕事と生活の調和」を図るためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。(○印は3つまで)



## V 男性の長時間労働等働き方の見直しについて



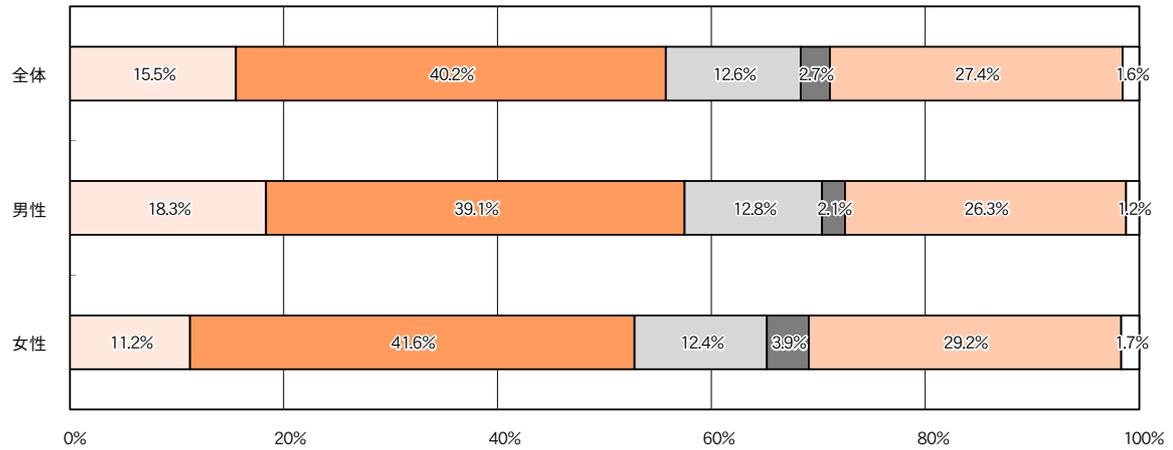
問 11 あなたの職場の状況にあてはまるものをお答えください。(〇印はいくつでも)  
 (問9で「もっている」と答えた方のみ)



## Ⅵ 男女平等教育

問 12 あなたは、現在の学校教育における男女平等に関する教育について、どのようにお考えですか。(○印は1つ)

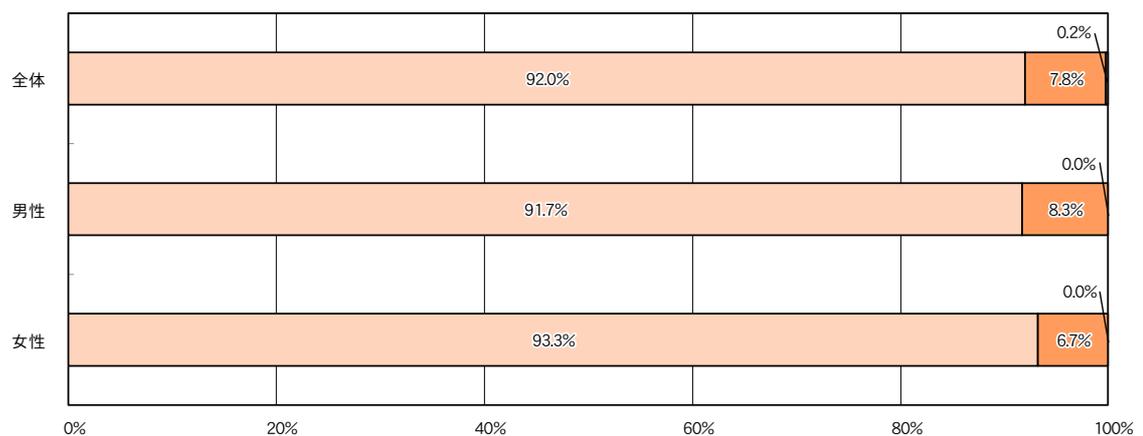
- 十分に行われている
- どちらかという十分に行われていると思う
- どちらかという十分に行われていない
- 十分に行われているとは思わない
- わからない
- 無回答



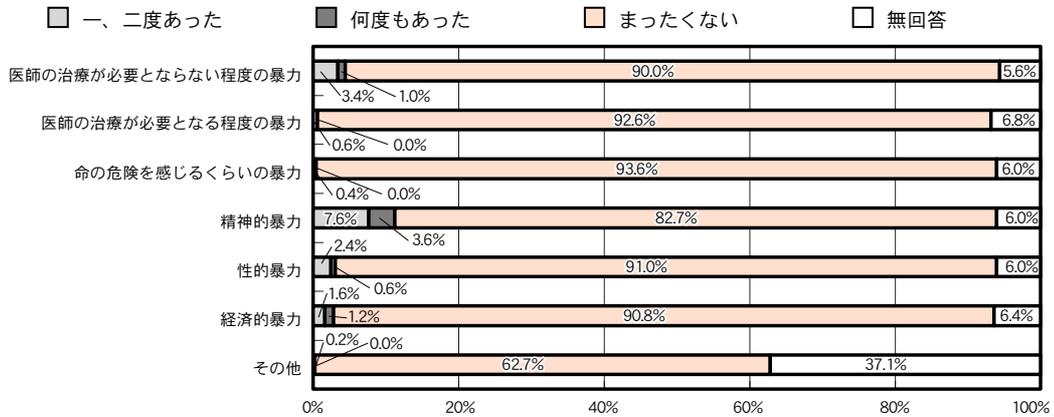
## Ⅶ 人権について

問 13 配偶者(同居しているパートナーを含む)や恋人が現在いらっしゃいますか。または、過去にいらっしゃったことがありますか。(○印は1つ)

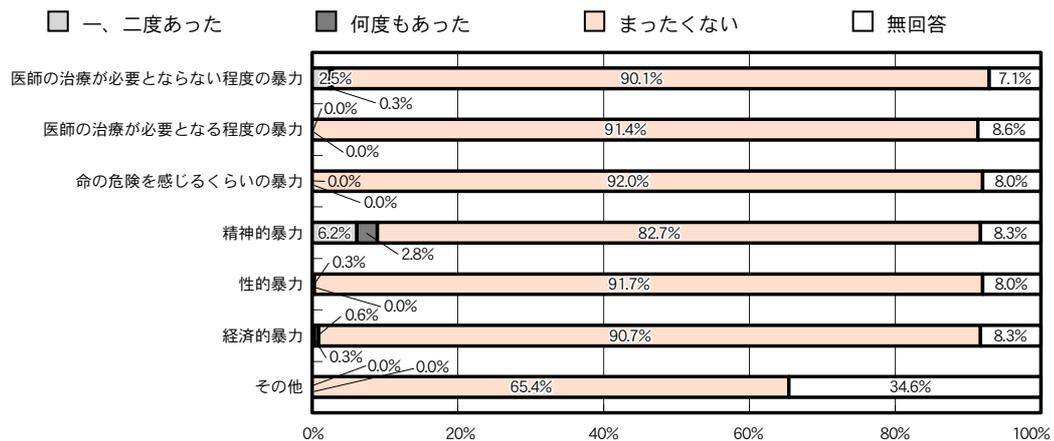
- いる(いない)
- いない(いなかった)
- 無回答



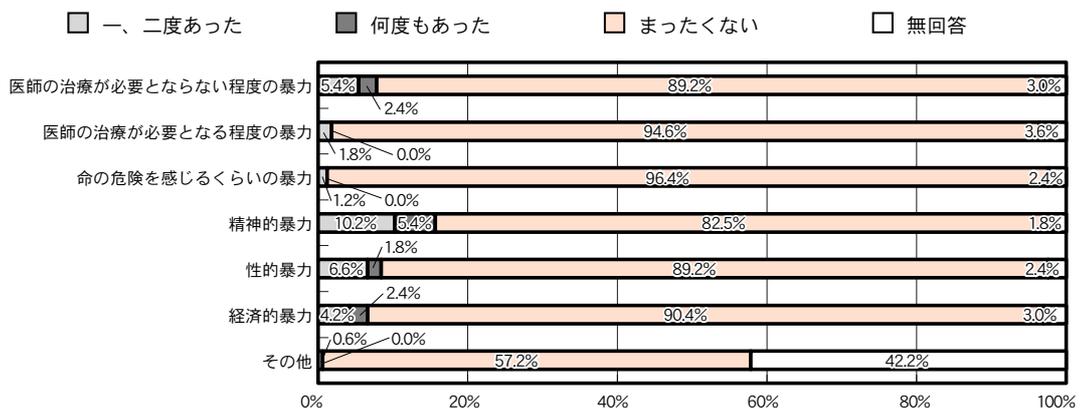
問 14 あなたは、これまでに、配偶者や恋人関係にあった者から次のような行為を受けたことがありますか。(a)～(g)のそれぞれについて』お答えください。(○印はそれぞれ1つ)(問13で「いる(いた)」と答えた方のみ)(全体)



問 14 あなたは、これまでに、配偶者や恋人関係にあった者から次のような行為を受けたことがありますか。(a)～(g)のそれぞれについて』お答えください。(○印はそれぞれ1つ)(問13で「いる(いた)」と答えた方のみ)(男性)

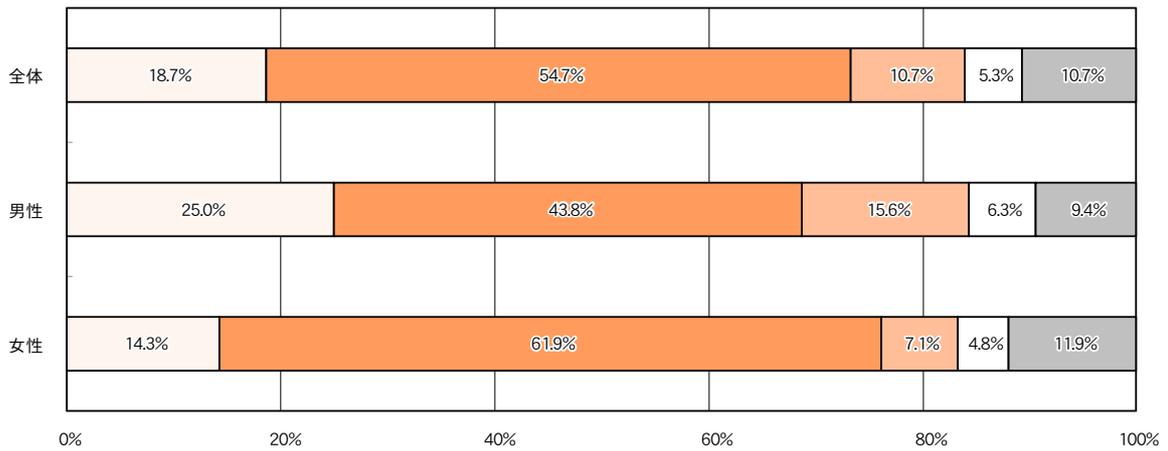


問 14 あなたは、これまでに、配偶者や恋人関係にあった者から次のような行為を受けたことがありますか。(a)～(g)のそれぞれについて』お答えください。(○印はそれぞれ1つ)(問13で「いる(いた)」と答えた方のみ)(女性)

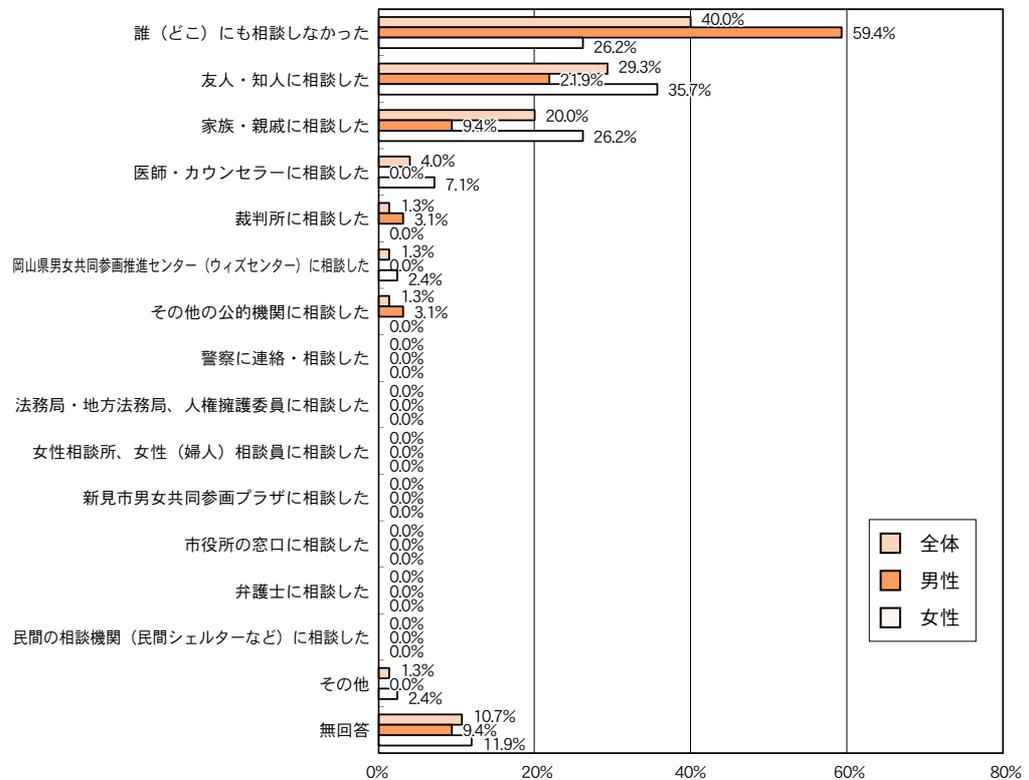


問 15 あなたがその相手からの行為を受けていたときに、あなたとその相手以外の家族はその場面を目撃しましたか。(○印は1つ) (問 14 でひとつでも「一、二度あった」または「何度もあった」と答えた方のみ)

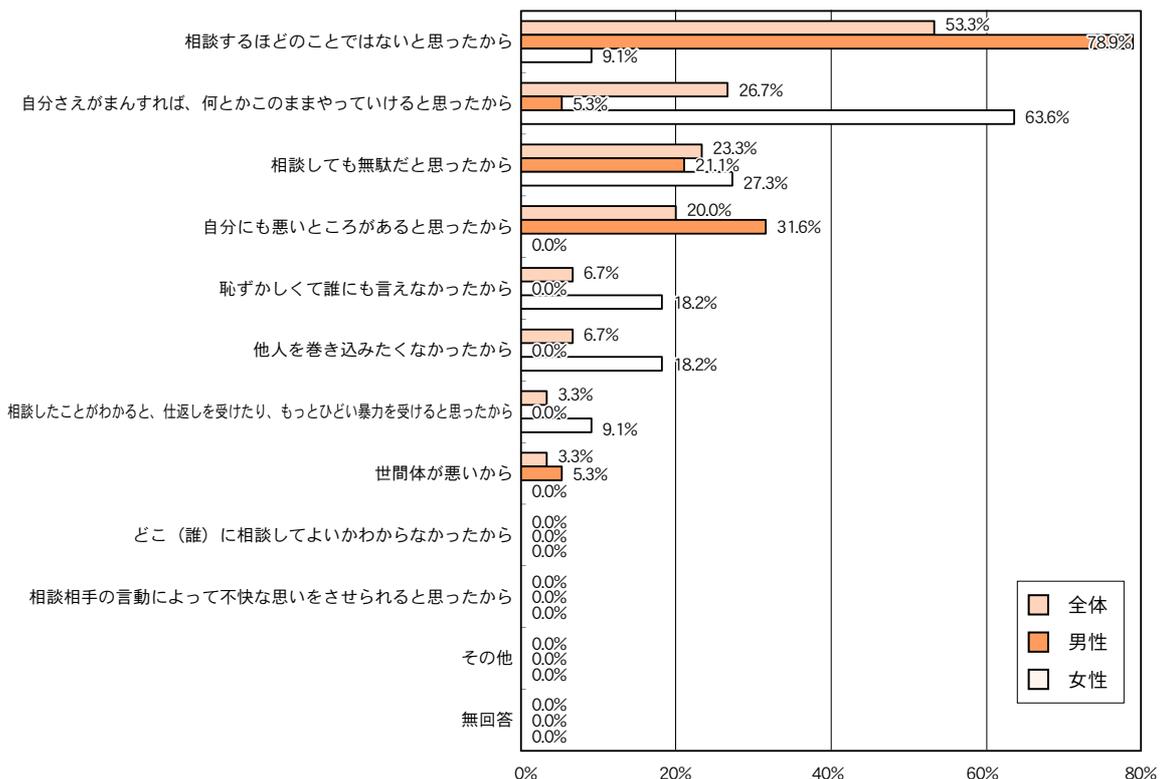
- 目撃していた
- 目撃していたか、いないかはわからない
- 無回答
- 目撃していない
- 自分とその相手以外の家族はいない



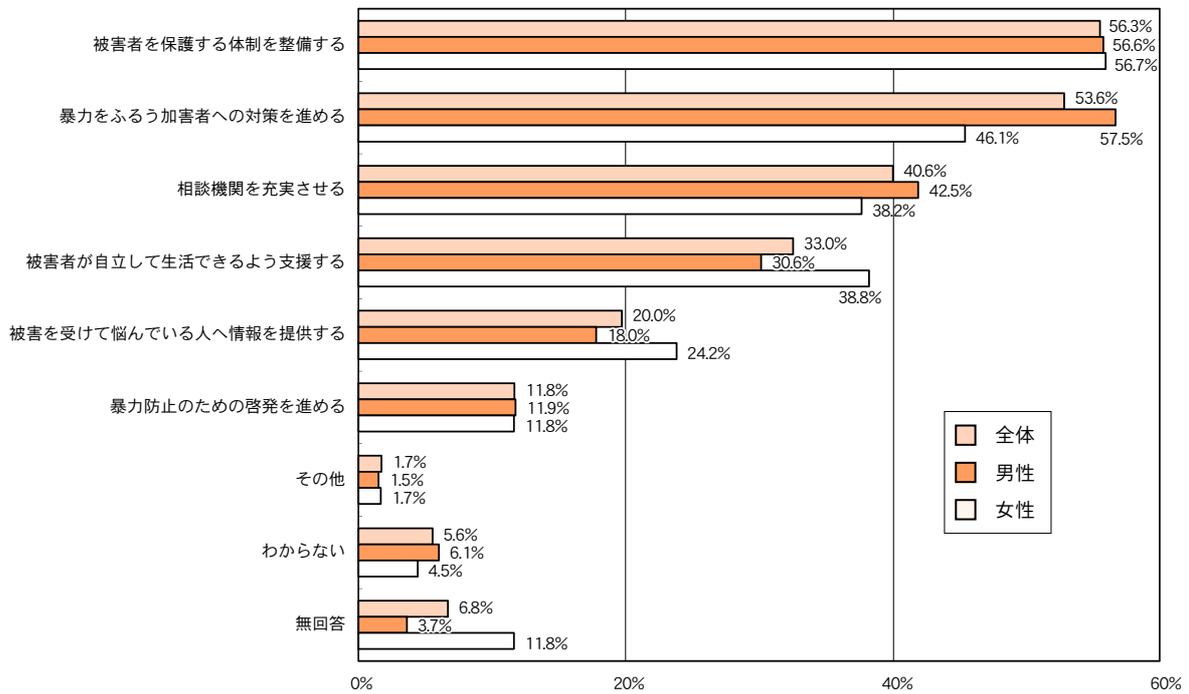
問 16 あなたは、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○印はいくつでも) (問 14 でひとつでも「一、二度あった」または「何度もあった」と答えた方のみ)



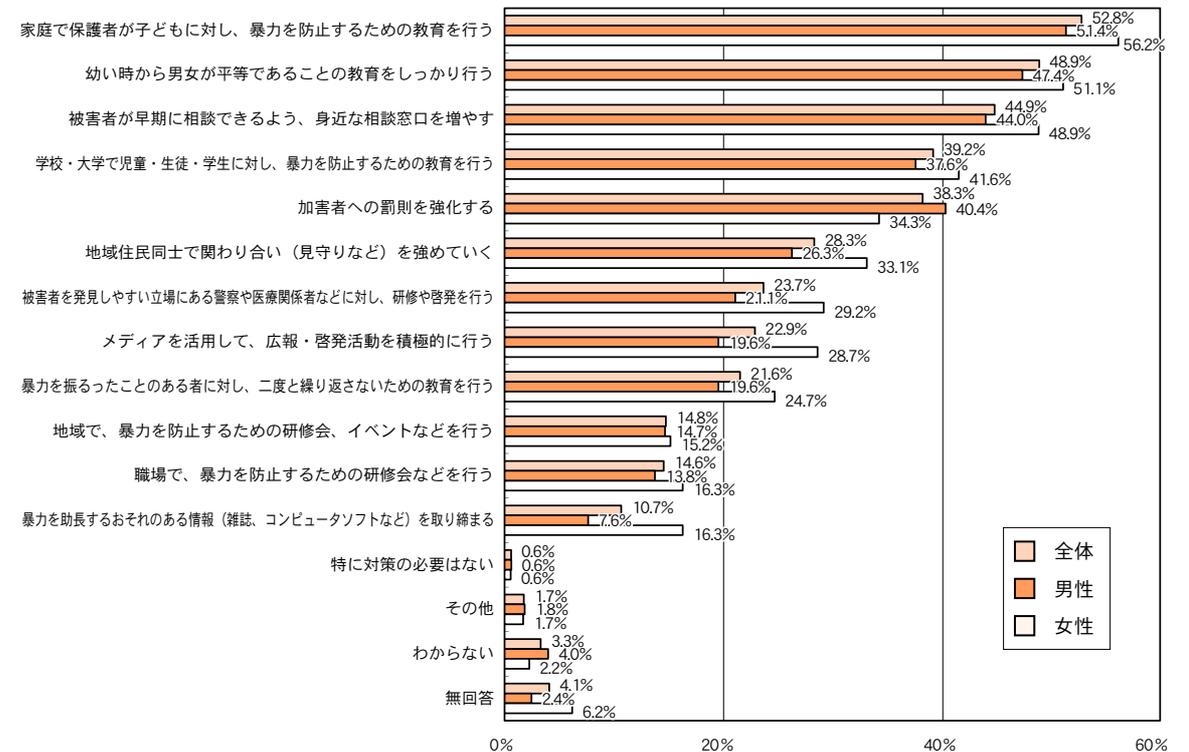
問 17 相談しなかった理由はなんですか。(○印はいくつでも) (問 16 で「誰(どこ)にも相談しなかった」と答えた方のみ)



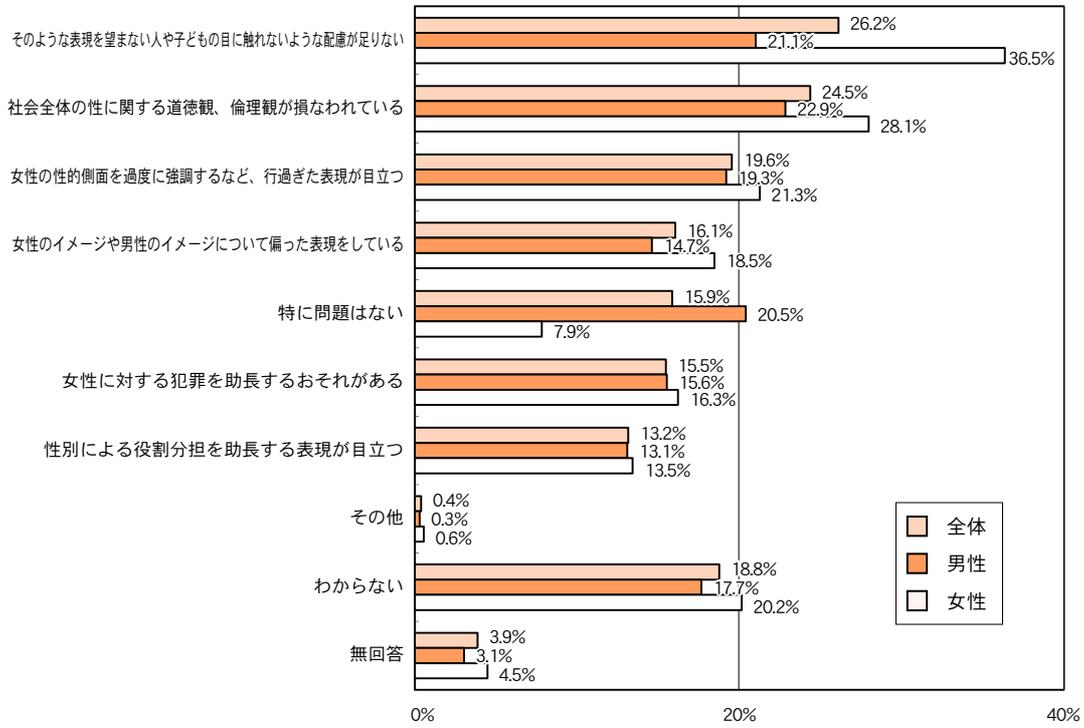
問 18 配偶者間暴力への取り組みとして必要なことはどんなことでしょうか。(○印は3つまで)



問 19 男女間における暴力（性犯罪、配偶者や交際相手からの暴力、セクシュアルハラスメントなど）を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。次にあげた中で、あてはまるものをすべてお答えください。(○印はいくつでも)



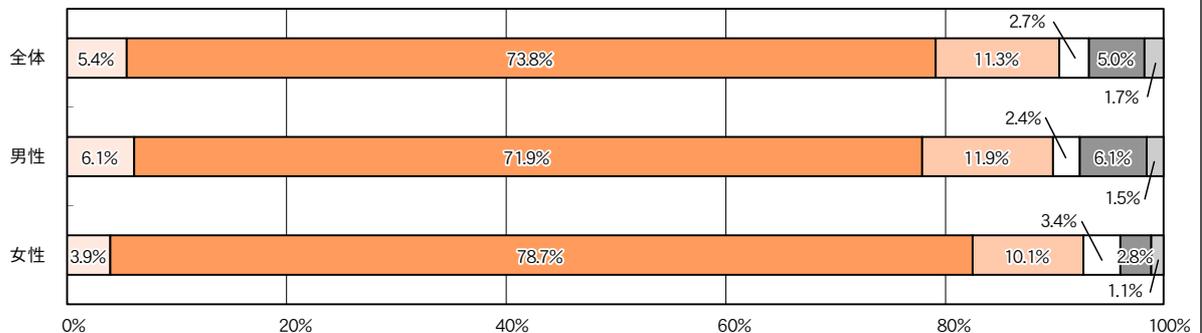
問 20 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアでの性別による役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現について、あなたはどのように考えますか。次の中からあなたのお考えに近いものをお選びください。(○印はいくつでも)



## Ⅷ 介護について

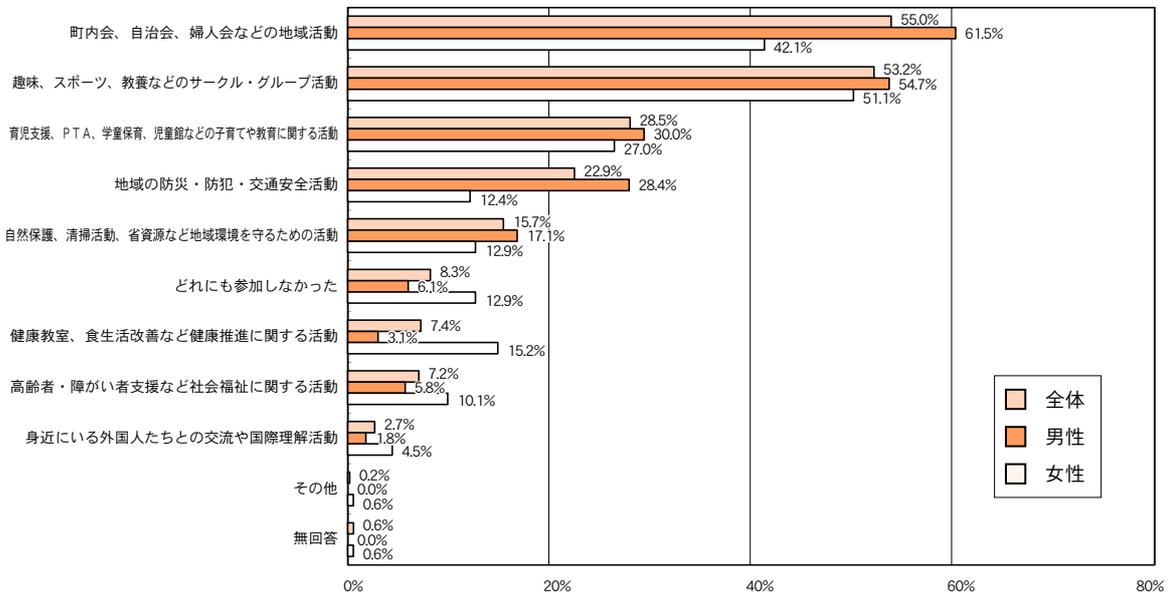
問 21 家族の介護を行うことについてどのようにお考えですか。(○印は1つ)

- 親や配偶者の介護は、主に女性がすることはやむをえない
- 男女にかかわらず、親の介護は、主に実の子どもがすべきである
- わからない
- 親や配偶者の介護は、男性も女性もともにすべきである
- その他
- 無回答

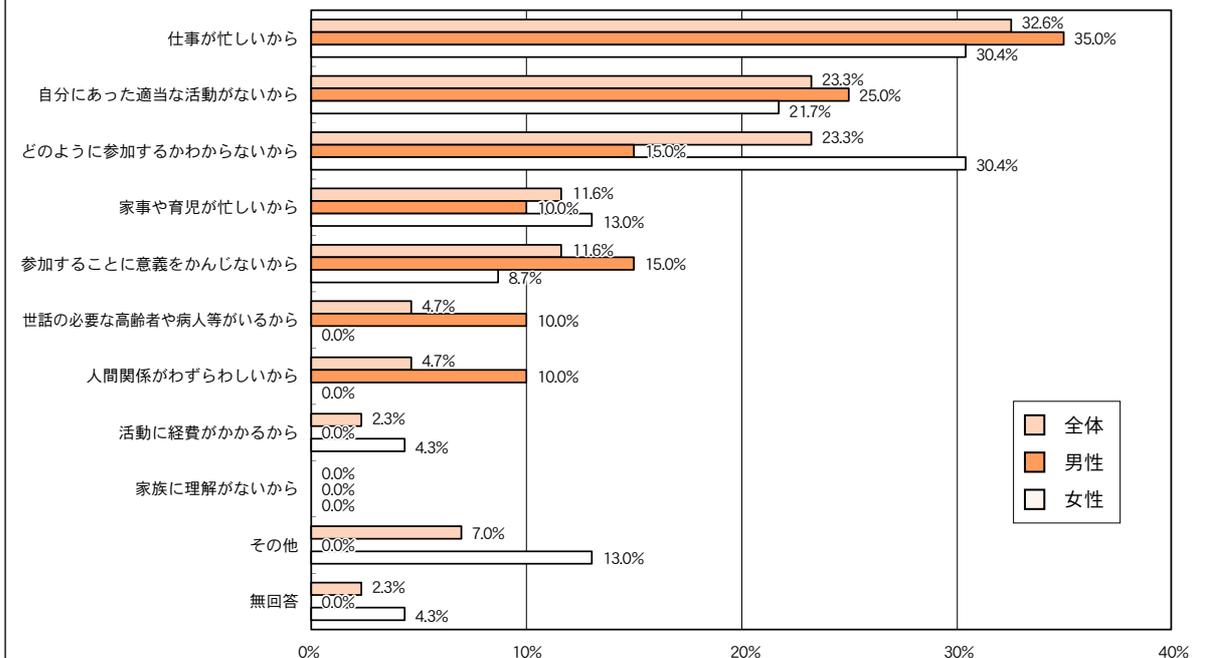


## Ⅸ 男女が共に支える活力あふれる地域社会づくりについて

問 22 ここ 1 年ほどの間で参加した地域活動にはどのようなものがありますか。  
(○印は 3 つまで)

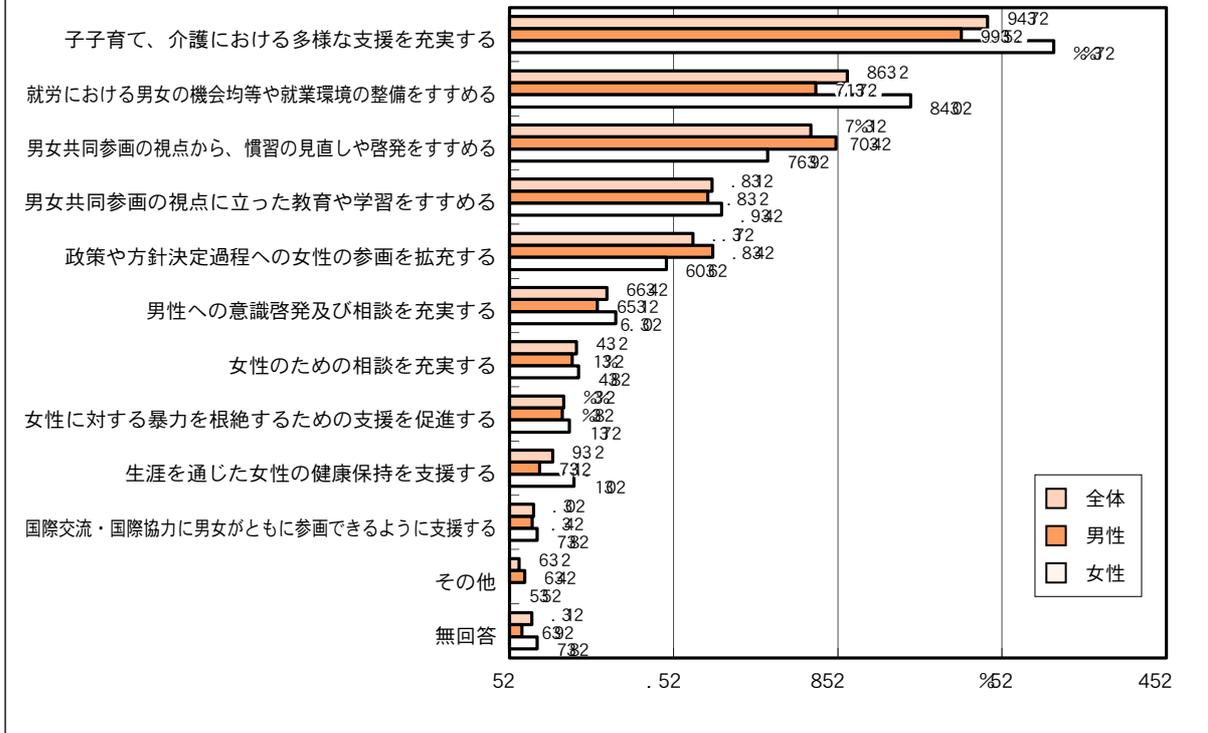


問 23 どれも参加しなかった理由はなんですか。(○印は 2 つまで) (問 22 で「どれも参加しなかった」と答えた方のみ)



## X 男女共同参画の推進について

問 24 市では男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を実施しています。今後、市がどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○印は3つまで)



## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第19条）

第3章 新見市男女共同参画審議会  
（第20条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

新見市は、これまで山陽と山陰を結ぶ交通の要衝として、また中国山地の恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた岡山県西北部の中核都市として発展してきた。古くは、平安末期から戦国末期まで京都東寺の荘園として栄え、それぞれの時代を開拓したすばらしい先駆者たちの歴史が今も語り伝えられている。他方では、古い慣習等が未だ残されている地域でもある。

日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれているが、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行等は依然根強く、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。また、少子・高齢化や国際化、情報技術等の急速な進展など、社会経済状況への的確な対応も求められている。

こうした中、国においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定し、男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置づけ、男女の実質的平等を達成するための様々な取り組みが進められているところである。

本市で行った意識調査や審議会などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて様々な問題が提起され、幅広い市民の多様な意見を集約したところである。

この意見を踏まえ、私たち新見市民は、男女の対等なパートナーシップによる真に心豊かで活力ある21世紀都市・新見の創造を目指し、市、市民及び事業者が一体となって取り組むべきことを決意し、ここに、新見市男女共同参画まちづくり条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画によるまち

づくりの推進に関し、基本理念及びその努力目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって、乳幼児から高齢者に至る男女の個性及び尊厳が守られ、平和、平等及び創造を基調とした活力ある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。

(2) 市民

市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。

(3) 事業者

市内において事業を行うすべてのものをいう。

(4) 積極的改善措置

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) ジェンダー

生物学的又は生理学的な性差とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性差をいう。

(6) セクシュアルハラスメント

市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快にさせる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。

(7) ドメスティックバイオレンス

夫やパートナーから受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

#### (基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画によるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。
- (3) 男女がお互いの理解の下で、性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康が配慮されること。
- (4) 男女が相互の協力の下に、それぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 男女がそれぞれ政策、方針の立案及び決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。
- (6) 男女平等の推進が、国際社会での取り組みを十分理解して行われること。

#### (努力目標)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画によるまちづくりに当たり、次の各号に掲げる事項を努力目標とし、この達成に努めるものとする。

- (1) 家庭における努力目標
  - ア 家族一人一人がジェンダーにとらわれることなく、個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭づくり
  - イ 家族一人一人が固定的な性別役割分担の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いあう家庭づくり
  - ウ 家事、育児、介護等、従来女性が担ってきた無償労働に対し、必要に応じて経

済的評価を与える家庭づくり

#### (2) 学校における努力目標

- ア 児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性や人権を大切に、男女平等を促進する学校づくり
- イ ジェンダーにとらわれることなく、係、当番等の役割分担が行われ、進学、就職等において、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校づくり

#### (3) 地域における努力目標

- ア 男女の人権が尊重され、差別なく平等に地域活動に参加し、企画や実践にかかわる地域づくり
- イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし、ジェンダーにとらわれることなく、それぞれの行動や考え方が尊重され、意思決定される地域づくり
- ウ 女性が積極的に社会参画し、リーダーシップが発揮できる地域づくり

#### (4) 職場における努力目標

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進又は再雇用等について性別を理由とする差別がない職場づくり
- イ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動又はボランティア活動に参加しやすい職場づくり
- ウ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場づくり
- エ 妊娠、出産又は更年期等女性のライフステージに応じた適切な健康管理が行われる職場づくり
- オ セクシュアルハラスメントがなく、安心して働ける環境が保障される職場づくり
- カ 農林漁業、商業等の自営業において、女性の労働が正当に評価される職場づくり

#### (性別による権利侵害の禁止)

第5条 すべての市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為
- (3) 乳幼児から高齢者にいたる男女に対する、ドメスティックバイオレンス又は虐待行為
- (4) 新聞、雑誌、ポスター等により、情報を表示するすべての場合における、固定的な性別役割分担、女性に対する暴力及び性的羞恥心等を助長し、又は連想させる表現

#### (市の責務)

**第6条** 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の進めるすべての施策に男女共同参画の視点を導入するとともに、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

#### (市民の責務)

**第7条** 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、自ら積極的に参画し、男女共同参画まちづくりの推進に努めるとともに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティックバイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

**第8条** 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画まちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画まちづくりの推進のため、その事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

#### (基本計画の策定)

**第9条** 市長は、男女共同参画まちづくりの推進のための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定又は変更に当たっては、第20条に規定する新見市男女共同参画審議会の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう、適切な措置をとるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

#### (実施状況の公表)

**第10条** 市長は、毎年、施策の実施状況を議会に報告するものとする。

2 市長は、施策の実施状況を当該審議会に報告するものとする。

3 市長は、毎年、施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

#### (市における積極的改善措置)

**第11条** 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (市の附属機関における積極的改善措置)

**第12条** 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (広報啓発活動)

**第13条** 市は、男女共同参画まちづくりについて、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。

#### (情報収集)

**第14条** 市は、男女共同参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者公表し、又は提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報の保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。

#### (市民又は事業者への支援)

第15条 市は、市民又は事業者が実施する男女共同参画まちづくりを推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (教育の推進)

第16条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 市は、次代を担う子供たちの教育に関し、家庭及び地域から、男女がともに積極的に参画するよう啓発に努めるものとする。

#### (国、県、他の自治体との連携)

第17条 市は、男女共同参画まちづくりに関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的な連携に努めるものとする。

#### (相談の対応等)

第18条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (推進体制の整備)

第19条 市は、事業者及び市民の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

### 第3章 新見市男女共同参画審議会

#### (設置等)

第20条 男女共同参画の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、新見市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

#### (組織等)

第21条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 事業者から推薦された者
- (5) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

#### (専門部会)

第23条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

### (会議の招集の特例)

- 2 審議会の最初の会議は、第22条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### (経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新見市男女共同参画まちづくり条例（平成13年新見市条例第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## ○新見市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、平成28年3月)

氏名		所属団体等
会長	土井 英子	新見公立大学教授
副会長	古川 英明	新見市校長会（高尾小学校長）
	上田 正	新見商工会議所総務課長
	川上 幸江	国際ソロプチミスト新見
	谷本 勉	高梁公共職業安定所新見出張所長
	豊田 久美子	阿哲商工会女性部長
	松下 一行	新見警察署生活安全課長
	宮原 淳子	新見市国際交流協会

## 目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議  
（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する

ことを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

#### (2) 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方

公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければ

ならない。

#### (年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**（施策の策定等に当たっての配慮）**

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**（国民の理解を深めるための措置）**

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**（苦情の処理等）**

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**（調査研究）**

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男

女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**（国際的協調のための措置）**

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）**

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第3章 男女共同参画会議**

**（設置）**

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**（所掌事務）**

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に

対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

**第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則 抄

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第2条** 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

#### (経過措置)

**第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する

法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

**（委員等の任期に関する経過措置）**

**第28条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

- (11) 男女共同参画審議会

**（別に定める経過措置）**

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附則（平成11年12月22日法律第160号）抄**

**（施行期日）**

**第1条** この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （定義）

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同

じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

### （基本方針）

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要

#### 事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

- 第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
    - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
    - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

#### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとし

ての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

#### (婦人相談員による相談等)

- 第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

#### (婦人保護施設における保護)

- 第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

- 第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

- 第8条の2** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

- 第8条の3** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

- 第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第4章 保護命令

#### (保護命令)

- 第10条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅

迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が

生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する

学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号か

ら第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

- 第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の

住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第四項の

規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

#### (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該

命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

### (職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費

用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

### (国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

### (この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

### （教育及び啓発）

**第29条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

## 附則 抄

### （施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限

る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

### （経過措置）

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### （検討）

**第3条** この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附則（平成16年6月2日法律第64号）

### （施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### （経過措置）

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

**(検討)**

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則（平成19年7月11日法律第113号）抄**

**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**(経過措置)**

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附則（平成25年7月3日法律第72号）抄**

**(施行期日)**

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**附則（平成26年4月23日法律第28号）抄**

**(施行期日)**

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
  - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
  - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
  - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
  - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格

差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性

の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計

画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第2節 一般事業主行動計画

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以

下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業

主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

**第14条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施

に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

#### (保護命令の申立てについての決定等)

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを

公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

#### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

#### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

#### (職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性

及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

**第19条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

- 第20条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### (啓発活動)

**第21条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外にお

ける女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

**第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
  - (2) 学識経験者
  - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第24条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏

らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

**第25条** 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第5章 雑則

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第26条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (権限の委任)

**第27条** 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (政令への委任)

**第28条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第6章 罰則

**第29条** 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

### 附則 抄

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

#### (この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。  
2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効

力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

#### （政令への委任）

**第3条** 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### （検討）

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。